

DV問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究 警察・婦人相談所と児童相談所との連携における課題について

子ども家庭福祉研究部 山本恒雄
研修員 新納拓爾（神奈川県保健福祉部）

要 約

DV問題における子どもの被害の発見とその支援はまだまだ実態把握そのものにおいて情報が流動的で、その十分な解明に至っていない課題である。児童虐待の防止に関する法律ではDVの目撃そのものが児童虐待（心理的虐待）にあたるとしてDVに曝される子どもの安全確保と支援の必要性を明記しているが、DV問題への対応体制は被害者である女性の保護と支援に主軸があり、児童福祉相談ではDVは不適切養育の背景要因のひとつとして扱われるが、あくまでも主人公は子どもの安全であり、DV被害者としての母子を一体的に支援する体制が必ずしも整備されている訳ではない。こうした状況において最近DV相談を端緒とした警察から児童相談所への通告件数の増加がみられ、児童相談所におけるDV問題に関するひとつの相談対応の流れを形成しつつある。今回、その実態把握と課題の整理を行った。警察に関しては警察庁からの紹介を受けて5か所の警察本部へのヒアリング調査を実施した。児童相談所については全国217か所の児童相談所（支所・分室等を含む）へのアンケート調査（回答130か所 回収率60%）を実施した。結果として警察が扱うDV事案からの児童相談所への通告はかなりの増加傾向にあること（警察からのDV問題を伴う通告件数は児童相談所の回答によれば平成17(2005)年度から平成20(2008)年度までで約8倍に増加）、通告される子どもの約半数がDV加害者との同居状態にあり、子どもの安全確認と被害女性の安全確保に課題があること、警察からのDV問題からの通告受理事案（アンケート回答1061件：平成20(2008)年度）の9割以上は児童相談所では初めての通告児童であること、そのうちの7割が何らかの指導助言を要したこと、児童相談所における子ども虐待相談全体ではその約7%前後がDV問題を背景にしていることなどが明らかとなった。

キーワード：児童相談所 児童虐待 DV 警察からの通告

The Research on the Cooperation of the Child Guidance Center and the Police: Notification in Case of Children Exposed to Domestic Violence as Child Maltreatment

Tsuneo YAMAMOTO, Takuji NIIRO

Abstract : The child victims exposed to the violence between the spouses, are one of the crucial issues among child maltreatments. It is specified under the Child Abuse Protection Law implemented in Japan that children with witness of DV are provided as child abuse and that assurance of child's safety and support for those children are significant.

In the past few years, it is rapidly increasing the number of notification from police stations to the child guidance center in case of children exposed to DV. It has been interviewed five police headquarters and distributed questionnaires to all the child guidance centers in order to investigate the actual situation and clear the issues. As a result, it showed 8 times-increase of notification cases from police stations to the child guidance centers between 2005 and 2008, more than 90% cases were the initial cases referred to the child guidance centers. Among 70% cases turned out to be in need of some kind of support.

DV issues tend to focus on victim women while child abuse issues tend to focus on child, but it is critical to consider it as a matter of support to both mother and child in common. What is most crucial is the damage to the child and the mother relationships when the child is surrounded by DV environment. Shown by the researches above, there were three damages which are important to recognize when the support is given to the child and the mother with DV, such as direct damages from the DV-offenders, indirect damages with exposed to the violence to his/her mother, and assault to the motherhood.

Keywords : Child Guidance Center, Child Abuse, DV, Notification from Police Stations

研究目的

1. 基本的視点：DV問題の理解

ドメスティック・バイオレンス（以降 DV と表記）は、家庭内における対人暴力（ファミリー・バイオレンス）問題のひとつで、主として、男性によるパートナーの女性や子ども、家族に対する暴力と支配の問題である。DV問題における男女間・配偶者間には独特の病理的な支配と依存の情緒的な拘束関係が形成され、その関係性の病理は循環しながら持続する強い傾向を示す。暴力の内容が深刻化・過激化する場合には表面化し易くなるが、暴力がそれほど目立たない場合には心理的な支配と拘束が強いため、社会的に表面化することなく不穏な関係が継続され、その発見は限られた関係者以外からは困難である。また暴力が表面化した場合にも、相互拘束の関係性から被害者はしばしば被害を認めつつもその深刻度、危険度を過小評価し、繰り返し被害をうける家に留まり続け、またいったん緊急避難的に家を離れても再び帰宅することが多く、当事者だけでは問題解決は難しいにも関わらず、周囲からの当事者への効果的な介入・援助にも困難が伴う。

DV問題は日本では、配偶者間の深刻な暴力問題として、ストーカー問題と並んで被害女性をいかにして加害者から守るかが注目されているが、これは児童虐待対応における初動の子どもの安全確保と同様、必要な対応全体のシナリオから見れば、部分的な初動対応の部分である。より広い視野に立てば、長期にわたる被害者のダメージ・後遺症からの回復支援、あるいは被害的な関係に巻き込まれることについての被害者の免疫性、抵抗力を高めること、病理的な支配関係に陥りやすい受動性を高めている被害者自身の過去の被虐待や支配的な関係の中での暴力被害の影響などからの離脱が重要課題である。さらにDV問題は、デート・バイオレンス、デート・レイプといったより若い世代からの男女関係における暴力問題、あるいは家族・親族間における様々なファミリー・バイオレンスといった問題との連続性が認められる問題であり、広くプライベートな対人関係における支配と暴力による被害・加害の問題として、幅広い長期のフォローアップとサポートが必要となる領域である。また被害者だけでなく加害者についてもその治療的な介入が課題であるとされている。

2. 基本的視点：DVにおける子ども

DVが発生する男女にはしばしばその家族成員に子どもがいて、その子どもがDVに巻き込まれる。子どもは自らの意志で両親のトラブルを回避する力を持たない。両親間にどんなに深刻なトラブルが展開しても、そのいきさつを共にせざるを得ない。また母が家を出る際に置き去られても、一緒に連れられて出ても、また母の翻意で再び家に戻

ることになっても、子どもは通常、親の行動に従うしかない。長じては両親間のトラブルに割って入ったり、母を父の暴力から守ろうとする行動が見られたりするが、元々子どもは両親間のトラブルに対して独立の存在ではあり得ず、常に巻き込まれつつ生きざるを得ない。

Bancroft と Silverman (2002) はアメリカ合衆国における自らの仕事の経験と、多くの研究報告からDVにさらされる子どもへの影響と援助課題について、詳細な検討を加えてその概要を示している¹⁾。また、Jaffem, Baker, Cunningham ら (2004) はアメリカ合衆国やカナダにおけるDVにさらされる子ども、母子の被害と援助に関する多様な課題について、自らの研究を含めて編集し、報告している。彼らの報告するところによれば、都市部において4歳までの幼児が何らかの家庭内での暴力とネグレクトに晒される率は一般的な調査よりも高く30%を超えており、早期からの評価と介入支援が必要であることが指摘されている²⁾。これらの報告は、家族の生活環境や形態、文化、法制度において日本との違いはあるものの、子どもの身に降りかかるDV問題の総合的な課題の一覧となっており、これらの報告に認められるDV問題における子どもの被害の様態や状況には、かなりの類似性・共通性が認められる。先のBancroftらの報告(2002)にはさらに、DV加害の近親姦加害者は、一般に子どもへの性暴力加害者として理解されている成人を性的対象とせず、子どもとの性交渉にのみ関心のある小児性暴力加害者とはタイプの異なる加害者像が認められることを報告している。わが国における性的虐待事案にもしばしばDV問題あるいはDV的な夫婦関係が存在することが見出されるが、従来子どもへの性暴力加害者は子どもにのみ性的関心を持ち、その生涯に多数の被害者を生むとされてきた(そういった家庭内性暴力加害者も実在する)が、Bancroftらが報告するDV加害の近親姦加害者は、性的対象の年齢層に限定は無く(つまり子どもだけを性的対象としない)、生涯にわたって特定の被害者を追跡し続けることが特徴であるとされている。今後、家庭内性暴力とDV問題は、心理的暴力、身体的暴力と共にファミリー・バイオレンスとしての視野のもとで共通の理解と対応の基盤整備が必要となるかもしれない。

3. 基本的視点：日本におけるDV問題と子ども

わが国におけるDV問題についての最近の調査研究における子どもの被害の観点からの概要情報を表1.に示す。これらの調査研究では子どもの被害がDV目撃のみならず、DV加害者からの直接暴力の被害に遭っていることが高頻度に認められる傾向を示している。同時にある時点での被害者の任意の調査協力による被害申告のみによる調査の限界も感じられる。特に性暴力被害は非加害保護者には隠されて進行する場合も多く、あるいはDV被害保護者に問題

意識が持たなくなっている場合があり得る。また被害保護者自身がDV加害者から性暴力被害に遭って無力化され、複雑性PTSDを発症するまでの状態に追い込まれているような状況もあり、そうした場合、被害者である母が気付かないところで子どもへの性暴力が潜在・進行している可能性は否定できない^{*)}。いずれにしても日本のDV問題対策は、まず被害女性の発見と保護に課題の焦点が置かれている段階であって、そこに子どもが介在することについて、母子を一体的にみて支援の対象としていく観点³⁾と体制整備はなお今後の課題となっている状況にあるとみられる。

*) 2001年から2008年10月までの全国の民間シェルターと婦人保護施設においてDV被害を受けて一時保護を利用した女性と子どもについての全国女性シェルターネットワークの調査報告によれば、利用した子ども2219人のデータでは確認56人+推定20人で、全体の6%前後に性暴力被害があると推定している。また最近になるに従い、その発見率も実数も増加している。援助スタッフのヒアリング調査からは、ポルノを見せる、父親が性器を露出したまま生活する、夫婦のセックスを見せるということまでカウントすると子どもの50%は被害者であるとするのが実感であるとの報告がある。：特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク「DV家庭における性暴力被害の実態」32-33 2009

4. 基本的視点：警察から児童相談所に通告されるDV問題に係る子どもの増加

こうした状況にあつて、平成17(2005)年頃から、警察からのDV相談を端緒とした児童相談所への子どもの虐待通告が散発的に議論されるようになり、平成18(2006)年度には警察庁の通知(平成18年9月26日：警察庁丙発第38号 警察庁丙生企発第83号 警察庁丙捜一発第29号)において、警察でのDV事案における児童虐待としての対応の必要性が明確化されている。平成19~20(2007~2008)年度には、全国的に警察からの子どものDV目撃を理由とした子どもの心理的虐待についての通告が集中的な増加をみせる状況となった。またいくつかの子ども虐待死事件において、男性のDVを伴う子どもへの暴力のエスカレートと、それを止められない母といった状況が認められたこともありDV問題における子どもの安全が注目されるようになってきている。

5. 児童相談所における子ども虐待とDV

児童相談所の子ども虐待相談におけるDV問題の把握は必ずしも容易ではない。DV問題は様々な相談事案の背景に紛れ込んでおり、その全てが当事者から報告される訳でも子ども虐待問題を理由に相談来所している訳でもない。平成13(2002)年12月~14(2003)年1月に17か所の児童相談所から収集された503事例の子ども虐待事例の調査(高橋2004)によれば、配偶者・パートナー間の暴力を伴

う不和は53事例(13.7%)に認められており、そのうち3人の男性が実母へのDV・傷害で逮捕されている²⁵⁾。また、全国児童相談所長会による2008年4月1日から6月末の3カ月間に虐待ないしその疑いで通告された子どもとその保護者の状況として、家庭・家族状況が把握されたサンプル数は8,108人6,764世帯(保護者等数17,009人のうち13,900人(有効回答12,8769人、無効回答1,131人)のうち、DVを背景とする件数は1,019件(サンプル世帯中の15.1%)、その内訳としての虐待種別(複数回答)は身体的虐待588、ネグレクト317、性的虐待47、心理的虐待777となっている。²⁶⁾またこのDV事案における虐待の重症度は生命の危機17、重度虐待52、中度虐待407、軽度虐待549、虐待の危惧あり260、不明55と報告されている^{*)}。

*) この調査では別に夫婦間不和がカウントされており、その件数は1,173件(サンプル6,764中の17.3%)あるので、両親間にDVか何らかの不和・不穏な関係があるものは合計延最大2,192件である(サンプル6764中の最大32.4%)。ただ、その個別の正確な内容についてはより詳細な報告を待たなければならない。²⁹⁾

わが国においては、DVによる子どもの被害は、直接の子どもへの暴力だけでなく、DV目撃そのものが子ども虐待にあたると法律上は定義されているが、児童福祉の対応現場において、その具体的な内容・実態が十分に解明され、理解されているとはまだ言えない状況にある。また実際の対応においては、DV相談窓口への母の相談途上で、子どもの問題が発見され、子ども虐待として相談機関や警察から児童相談所へ通告されるか、あるいは被害女性への支援機関において、母子関係への支援が生活指導・援助の一環として提供される中で、子どもが示す様々な問題・課題への援助が試みられるか、そうした対応の中で以前の被害経験や、あるいは損傷を受けた母子関係に生じる子どもの不適切養育が児童相談所に通告されるか、あるいは既に別の相談の端緒から児童相談所による相談・援助が行われている途上で、保護者にDV問題が伴っていることが見出されるか、いずれも組織的というよりは散発的な対応の集積状態に留まっており、DV問題を切り口とした統一的な子どもの援助課題の整理は未確立である。また、子どもの被害としては、DV加害者から子どもへの直接の暴力被害と離脱直後の被害状況・PTSD問題が注目されている段階で、母子への長期的影響や母子関係そのものの損傷についての対応は、正木らの、親子の為の相互交流法：PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)の試み等が報告されているが、³⁾傷ついた母子関係を組織的に検索・評価し、継続的に援助する体制は、そうしたことの必要性の認識・理解も含めまだ整っていない状況にある。

表1. 日本のDV調査研究における子どもの被害について(その1)

調査年	研究者	調査サンプル	調査項目概略	調査結果抜粋
1998	吉浜美恵子 ゆのまえ知子 ³⁾	民間団体による一般公募 64名に「グループ・フォー・イン・ザ・ユース」	子どもへの暴力の実態 子どもの受けた影響 母の養育への影響	殴る 蹴る 木に縛りつけ水をかける 風呂に突き落とす 暗い部屋に閉じ込める 子どもを抱いている母を車で轢こうとする 意図的に子どもの前で母に暴力を振るう 表面的に明るく見えても暴力の記憶は明確 テレビの暴力場面が正視できない 子どもにつらく当たったり子どもの要求に対処できない。子どもが自分に暴力を振るうおそれを感じる
1998	東京都生活文化局女性青少年部女性計画課 ⁴⁾	広報、チラシ 新聞等で協力の呼びかけ 電話で受付・予約により 面接調査 52件 20歳以上女性	子どもへの暴力の実態 暴力の種類(延件数) 子どもが受けた影響	子への暴力あり 64.4% 29/45 子ども全員に暴力 24 一部の子どもの暴力 5 身体的暴力 31 (延63件中) 精神的暴力 25 (延63件中) 性的暴力 0 (延63件中) 父への憎悪 18 性格・情緒の歪み 11 不登校 9 吐く等の心身症状 7 ノイローゼ 自殺企図 6 子どもの対人暴力 6 等
1999	名古屋市総務局総合調整部男女共同参画推進室 ⁵⁾	20歳以上男女に調査表送付 女549 男428 計977の回答 広報 チラシ 新聞 テレビ等で調査協力呼びかけ電話で受付・予約により 面接調査 15件	子どものDV目撃 子どもへの暴力の実態 子どもが受けた影響	122名の子どもが目撃(656名の暴力被害者中目撃者がいた148名中の82.4%) 身体的 心理的 性的暴力のいずれかを経験 6名(DV目撃は11名) 身体症状、性格上・行動上の変化 父への恐怖 憎悪 等
2000	吉浜美恵子 釜野さおり 編著 WHO・保健政策部「女性の健康と生活についての国際調査」日本プロジェクトチーム ⁶⁾	18~49歳の女性 1371名に 面接調査	子どものDV目撃 子どもの受けた影響 行動 情緒 学習面での影響について9項目の質問	身体的暴力を受けた女性中子どものいる女性 75名中37名(49.3%)の女性の子どものDVを目撃 被害女性が心理+身体的・性的暴力を受けた子どもは、暴力を受けたことがない女性の子どものと比べて良く夢を見てうなされる 母や他の子どもに対して攻撃的である の2項目で有意に該当頻度が高い
2001	小西聖子 ⁷⁾	2001年10月~11月の4週間に医療機関で外来受診した18~85歳の女性中、調査に応じた194人中、有効回答183人中、DV被害があった48人	子どもの受けた影響	暴力被害を受けていたときに子どもと同居していた26名のうち18名(69.2%)が子どもに何らかの影響があったと思うと回答
	平川和子 ⁸⁾	開設後5年を経過した民間シェルター入所者121人と子ども73人のうち、観察可能であった同伴児49名(10歳以下)	子どもの身体的虐待被害 トラウマを受けた子どもの行動チェック 保育士が評価	灯油をかけられ火をつけられた等14名 大人にまとわりつく 29 感情表現が少ない 24 怒ったり癩癪を起こす 25 集注力がない 20 警戒心が強い 21 用心深く急な物音に驚く 19 時間経過と共に癩癪や暴力が見られる群と徐々に落ち着きを取り戻し改善する群に分かれる傾向がある
2002	内閣府男女共同参画局 ⁹⁾	62名の被害者について調査	子どもの暴力被害	62人中25人(45%)に子どもに対する暴力があったと報告

表1. 日本のDV調査研究における子どもの被害について（その2）

調査年	研究者	調査サンプル	調査項目概略	調査結果抜粋
2002	小西聖子 ¹⁰⁾	2002年9月19日～2003年3月21日の6カ月間に夫またはパートナーからの暴力により関東甲信越地区の配偶者暴力支援センター8施設を利用している女性のうち調査協力が得られた20名	子どものDV目撃 加害者による子どもへの加害行為 被害者の子どもへの暴力 子どもへの暴力の影響	1名を除き目撃 いつも 15 (75%) 時々 3 (15%) 1-2回 1 (5%) 16例 (80%) に何らかの被害 精神的暴力 16 (80%) 身体的暴力 11 (55%) 性的暴力 1 (5%) 精神的暴力 13 (65%) 身体的暴力 9 (45%) 性的暴力 0 感情の不安定 12 (60%) 体調不良や不登校 8 (40%)
2002	平川和子 ¹¹⁾	1997年～2001年までの5年間の民間シェルター入所者から抽出した50人 (22歳～72歳：平均38.3±11.2歳) 中、子どもを持っていた44人への面接調査	DV加害者による子どもへの暴力 子どもへの影響	母44人中25人が子どもへの暴力(身体的 心理的 性的)を報告 影響があったと回答したのは32人(44人中72.7%) 成人した子ども 娘が再びDV被害で離婚 子どもに虐待している 引きこもり等社会不適応 アルコール依存 母への暴力等 思春期～青年期の子ども 自傷行為 家庭内暴力 不登校 うつ状態 拒食 反社会的行動等 幼児期の子ども 乱暴な言葉や態度 喘息 感情表現が乏しい 大人にまわりつく等 乳児期の子ども 母を見て泣く 突発的な泣き等
2002～2004	小西聖子 ¹²⁾	2002年9月～2004年3月の18カ月間に配偶者暴力支援センター及び女性センターを利用した女性から調査協力が同意した62名(平均年齢42.2±10.2歳)に質問紙と構造化面接により調査	子どものDV目撃 加害者の子どもへの暴力 被害者の子どもへの暴力 子どもへの影響	子どもがいる55名中52名(94.5%) いつも 36 (65.5%) 時々 15 (23.8%) 1-2回 1 (1.8%) 目撃なし 3 (5.5%) 62名中46名(74.1%)にあり 精神的暴力 46 (74.1%) 身体的暴力 28 (45.1%) 性的暴力 7 (11.2%) 精神的暴力 22 (35.4%) 身体的暴力 21 (33.8%) 性的暴力 1 (1.6%) 感情の不安定 36 (58%) 体調不良 28 (45.1%) 不登校 19 (30.6%)
2003	平川和子 ¹³⁾	2903年6月～11月17日の女性センターに来談したシェルター利用経験のない女性 調査協力者90名(平均年齢37.2歳)	子どもに対する暴力	心理的暴力 55 (64.6%) 身体的暴力 37 (43, 5%) 性的暴力 1 (1.2%)
2004	石井朝子 ¹⁴⁾	民間シェルター及び委託事業による一時保護施設に保護されたDV被害女性148名 DV被害児童62名(男32名 女30名 4～12歳：平均7.8歳)	DVの目撃 加害者からの被虐待経験 児童の行動チェックリスト 抑うつ度検査 CDD	100% (内42%は0歳から) 65%(男71.9% 女63.8%) 男女とも攻撃 不安抑うつ 非行問題に一般児童との有意差 自責感と攻撃性の昂進
2004	奥山真紀子 ¹⁵⁾	母子生活支援施設で生活するDV被害女性7名とその子ども12名(男8名 女4名)の予備調査 子どものうち発達年齢や低年齢の課題あり調査が行えたのは6名調査対象児5～12歳：平均7.3歳	加害者からの被虐待経験 母の解離問題と養育状況	母7名の報告中 身体・心理・ネグレクトの重複 4名 身体・心理虐待 1名 心理的虐待のみ 1名 性的虐待疑い 1名 虐待無し 1名 母に解離あると子ども虐待も生じやすい

表1. 日本のDV調査研究における子どもの被害について(その3)

調査年	研究者	調査サンプル	調査項目概略	調査結果抜粋
2005	奥山眞紀子 ¹⁶⁾	母子生活支援施設 140 施設からのアンケート調査回答	対応に苦慮していること:8 項目から上位 3 項目選択 入居家族に必要な支援:9 項目から上位 1 項目選択	第2位 子どもの問題行動 34.3% 第4位 母の子ども虐待 27.9% 第4位 専門家による個別の子どもの心のケア 7.9%
2005	村井美紀 ¹⁷⁾	平成 13 年度 (2003) シェルターを利用した 59 事例から更に 10 ケースについて記録と担当者からの聞き取り調査	同伴児童のいる事例数 同伴児童が表出する問題 母の入寮のタイプと子ども困難の表出の関係	42 ケース 同伴児童数は 73 人 親の不安定さとの悪循環あり 暴力の再現 過度の依存や退行による分離不安 心身症状 父を慕う気持からの混乱 夫への未練を語る母への反発等 母が準備を整えて計画的に入寮した事例に比べ離婚問題の解決や生活設計のために入寮 とりあえずの避難として入寮した事例に子どもの困難が認められる傾向
2004 ~ 2006	加茂登志子 ¹⁸⁾	2004 年 9 月~2006 年 1 月までにメンタルケア課を受診した DV 被害女性 55 例	子どもの精神衛生や行動面の問題	調査期間中に子どもが精神や行動面の症状のために小児科や精神科などの医療機関受診 18 例 (33%)
2006	奥山眞紀子 ¹⁸⁾	全国母子生活支援施設へのアンケート調査により DV のあった 327 世帯 非 DV 世帯 78 世帯のアンケート調査 女性が DV 被害を受けることは子どもを養育する上で暴力の連鎖という虐待リスクを高めるという仮説のもと DV 被害を受けた母子を一体のものとしてその虐待傾向に注目	同伴児童の概要 子どもの問題 夫と同居時の子どもへの加害 母から子どもへの加害 子どもへの DV の影響	男 331 名 女 333 名 1 か月~19 歳 平均:7 歳 8 カ月 発育 発達心配 DV 群>非 DV 群 DV 群 62.3%に虐待 非 DV 群は 8.51% 心理的虐待 42% 子どもに母を殴らせる・子どもに母への暴力を見せる 29% 身体的虐待 21% ネグレクト 6% 性的虐待 2% 子ども虐待有 DV 群>非 DV 群 有 DV 群 16.92% 非 DV 群 11.12% しつけ理由の加害 DV 群 14% 非 DV 群 8% DV 群には パートナーからもっと暴力をふるわれるから 22%、パートナーに強要されて 5% といった例あり 子どもが施設に分離入所している群では愛着問題が強く認められるが母子入所では目立たない 就学以後は虐待的人間関係や力による対人関係上の問題が出現 母の DV 被害よりも母の過去の非虐待体験、精神的問題がどの年齢の子どもにも有意な差で影響
2006	金 吉晴 ²⁰⁾	一時保護施設などの利用後精神科外来受診している母子 2006 年 5 月~12 月に調査 母子 13 組 子ども 15 名 男 8 名 女 7 名 平均年齢:6.87 歳 SD=3.89	DV の目撃 直接の被害 精神状態の時系列的な変化 母の受けた被害と子どもの問題程度	13 名 (86.67%) が目撃 11 名 (73.33%) が直接被害 8 名の子どもについての保護者の評価 (評価尺度使用)によれば身体・精神状態は時間経過と共に緩和するが多動。衝動性と言った行動上の問題は持続して変化していない 14 名 (男 8 女 6) の子どもと母について 母が受けた身体的・性的被害が深刻なほど、子どもの集中力の低さ 落ち着きのなさなど衝動性の問題が深刻になる傾向 時系列的な変化はサンプルサイズが小さすぎて分析できず
2005 ~ 2006	笠原麻里 ²¹⁾	DV 家庭で育った子どもについて幼児期 学童期 思春期の各年代に DV 問題を体験している症例 1 例ずつを検討	DV 問題を経過した年代と子どもの問題症状	幼児期:加害者暴力的言動を学習・獲得してしまう 学童期:社会性の獲得に障害 学業困難と社会性の遅れ 不登校 思春期:仲間関係への没頭から自分自身のアイデンティティの模索、自分への向き合いへ向かえず拡散的・他罰的 衝動コントロールの困難 母の自信喪失と権威失墜が背景

表1. 日本のDV調査研究における子どもの被害について（その4）

調査年	研究者	調査サンプル	調査項目概略	調査結果抜粋
2001 ～ 2006	法務総合研 究所 ²²⁾	2001年10月13日～2006年 3月31日までの間に全国の 検察庁においてDV法違反 で事件受理し起訴猶予又は 第1審における終局処分 の決定がなされた男性166名 違反時の平均年齢：44.7歳 (24～84歳)	子どもへの加害行為 子どもへの悪影響	35人(21.1%)が子どもへの加害行為(身体的 性的虐待)あり 婚姻関係5名 内縁関係30名 自分の連れ子への加害行為無く被害者に連れ子がある場合に加害 アルコール依存5名中4名が身体的・性的虐待を行う 不就労中もやや多い 子どもがいたと確認される136名中 109名に影響あり(被害者が評価)
2008	堀 千鶴子 ²³⁾	2008年8月1日から31日ま での間に婦人保護施設に措 置入所している者の同伴児 について42か所から回答 子どもありの利用者251名 非同伴児160名あり 14施 設1カ月で84名(乳児～中 学生)についてケアについて調 査 婦人保護施設一時保護部門 の利用者の同伴児について 32か所から回答 子どもあ り183名 26か所で同伴児 263名(乳児～中・高生)	利用者が過去に虐待 を行っていたか行っ ている・行うおそれの ある事例への支援実 態 心理的ケアの必要性 利用者が過去に虐待 を行っていたか行っ ている・行うおそれの ある事例への支援実 態 心理的ケアの必要性	過去か現在に虐待あり 47件 うち母子分離5件 今後虐待をするおそれ 48件 必要ない49 必要ありケア中9 必要あるが対応なし10 不明16 過去か現在に虐待あり 28件 今後虐待をする恐れあり 28件 必要ない157 必要ありケア中59 必要あるが対応なし10 不明37

6. 本研究の目的

本研究は、上記の基本的理解のもとで、まず警察におけるDV相談を端緒とした児童相談所への通告の実態把握、及びそうした通告における児童福祉上の課題整理を行い、今後とも増加が見込まれる警察におけるDV相談から児童相談所への通告について、より効果的な対応のための情報整理の方策を検討・提案すること、また児童虐待相談におけるDV問題の把握状況、警察、婦人相談所からのDV事案に関係する子どもについての通告、及びその対応状況と課題について調査し、今後のDV問題における児童福祉領域での子どもへの効果的な援助に資するための課題整理・予備的検討を行うことを目的とする。

研究方法

警察におけるDV相談の実態はかなり複雑な様相にあることがうかがわれたので、まず、警察でのDV相談を端緒とした児童相談所への通告について、平成20年度、児童相談所への通告件数が増加傾向にあり、警察庁から紹介を受けた5か所の警察本部について、ヒアリング調査を行い、警察におけるDV相談及びDV相談における子どもの状況、それが児童相談所への通告となっていく過程、児童相談所との連携課題等について調査する。

児童相談所については、アンケート調査により子ども虐待相談におけるDV問題の把握状況や、警察、婦人相談所からのDV問題に関係する児童通告の対応状況を調査する。

これらの調査結果から、DV事案における警察と児童相談所のより効果的な通告・連携の在り方、及び児童相談所におけるDV事案についての予備的な課題整理を行う。

研究結果

1. 警察本部へのヒアリング調査

1) 調査対象

警察庁より紹介を受けた全国5か所の警察本部を訪問し、児童相談所への通告の担当者にDV相談において認知された子ども虐待についての通告状況についてヒアリング調査を行った。DV相談における児童虐待は、まず心理的虐待として認知されることが多いと考えられたので、平成20(2008)年度までに心理的虐待の通告件数が大幅に増加しているところを優先的に選んで調査を依頼した。ヒアリング調査の主な項目は別紙資料1の通りである。以下にヒアリング調査の結果をまとめる。

2) 基本的な確認事項

① 警察にはDV通告という分類はない

警察では児童相談所への通告においてDV相談からの通告を特に区別しては扱っていない。確かに心理的虐待通告はDV目撃による子どもの心理的被害、即ち児童虐待防止法第2条第4号の規定に該当する事案を多く含むが、DV相談だけを識別して心理的虐待としているわけではない。今回のヒアリング調査に際してDV相談からの通告を改めて

見直した結果でも心理的虐待による通告の全てがDV相談によるものではなかった。DV相談からの通告では通告書の添え書きにDV相談からの認知であることを記載するが、DV相談そのものの詳細が全て通告書に書かれているわけでもない。

② 警察からの虐待通告では確認された虐待事実が記載されて通告されている

一般に虐待通告では、児童福祉法、児童虐待防止法共に、通告者に対して通告時点での虐待事実の把握およびその種別の認識・区分を想定していない。虐待種別は虐待の有無と共に、通告を受理した児童相談所の調査において判断・決定される手順を想定している。ただし、警察からの通告においては、通告する警察側で虐待事実がそれなりに識別されてから通告されている場合も多い。相談者から事情を聴く際に、何らかの具体的な子どもの被害状況が認められた場合には、被害状況に応じて主たる虐待種別を部内的には区別している。もちろん、児童相談所への通告としては種別までを確定して通告している訳ではなく、被害の状況を通告書に記載していると理解してもらいたい。また具体的な被害状況は不明確だが心理的虐待だけでない被害の可能性がある場合には通告書の添え書きにさらなる虐待を受ける恐れがあると書く場合もある。

③ DV相談からの通告は心理的虐待だけではない

DV相談ではもちろん心理的虐待が高率で認められるが、過去の通告をみると、相談で聴取された内容に従い、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト虐待すべての虐待種別が通告されている。

3) 通告件数

ヒアリング調査対象となった各警察本部では、児童相談所への児童虐待の通告件数は増加傾向にある。DV相談においては、DVは基本的に子どもにとって心理的虐待の危険性があるという観点から、家族に子どもがいた場合には、その子どもの安全に問題がないか注意が払われるようになっている。

平成17(2005)年から21(2009)年10月までの各年(警察の統計は1月～12月の年統計)の児童虐待での通告件数は、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト全ての虐待種別で増加傾向にある。今回は特に通告件数の増加が目立つところを選んでいますが、総件数の増加率は平成17(2005)、18(2006)年に対して平成20(2008)年、21(2009)年10月までの通告件数は概ね3～4倍となっており、かなり急激な増加傾向にある。心理的虐待は特にDV相談からの通告が増加しているが、その他の虐待種別においてもDV相談からの通告が認められる。DV相談そのものも、いず

れの警察本部においても増加傾向にあるとのことである。

4) DV相談から児童通告に至る対応の流れ

対応の流れは各警察により、また事例ごとの相談の流れの違いにより、様々な対応の流れが認められたが、原則的に共通した流れは概ね以下ようになる。

① 相談者が警察を訪ねてきた場合の対応の流れ(執務時間内)

執務時間内であればDV相談担当者が面談の中で子どもの状況について尋ねる。子どもにも何らかの問題・被害が認められるか疑われる場合には、DV担当が少年担当に連絡して相談者の面接に少年担当が同席する場合もある。少年担当が同席しない場合には基本的な子どもの状況についての調査もDV相談担当が行う。子どもが母と一緒に来所している場合には直接子どもの様子を見たり、事情を尋ねたりすることもある。

相談者がDV加害者の元で生活しているまま警察を訪れた場合、子どもの同伴は稀であるが、複数回の相談になることが多く、その来所に合わせて少年担当が子どもの状況を聞くために相談者と面接したり、相談者の連絡先を確認している場合には、少年担当から相談者に連絡をとって子どもについて事情を聴く場合もある。聴取された子どもの情報は書面として受付票や情報整理票として関係部署に回されチェックを受ける。

こうして得られた情報から通告の要否を判断し、少年課が児童相談所に通告する。子どもに切迫した現在の被害・危険が認められる場合には子どもの安全確保が優先されるが、多くは過去のエピソードや経過情報である。

② 相談者が警察を訪ねてきた場合の対応の流れ(執務時間外)

執務時間外(当直体制)では様々な部署の者が対応するので、必ずしもDV相談や少年の担当者が対応するわけではない。警察署全体にDV相談対応で家庭に子どもいる場合には子どもの状況を聴取するよう周知が図られている。

夜間の緊急保護などの対応では、子どもについての情報が十分に確認できない場合があり、夜間の対応を含めDVの緊急対応では子どもの情報確認が後回しになることがあり得ることから、DV相談と児童虐待の調査を初めからセットにする対応手順を確認した警察もある。何らかの子どもの被害情報が聴取された場合には、それに基づいて通告の要否が判断され、少年課が通告する。時間外の相談情報は書面報告として関係部署に回される。

③ 近隣からの通報で警察が出動、家庭訪問した場合の対応の流れ

近隣からの夫婦のトラブル等の通報等で家庭訪問する場

合、その事態がDV問題なのか、単なる夫婦喧嘩なのか、あるいは別の家族間のもめごとか識別しにくい。通報の内容や、家庭訪問して事情を聴く中で、子どもが巻き込まれている、あるいは子どもに何らかの被害が及んでいることが認知されれば、子どもの安全について調査することになるが、単なる夫婦喧嘩で既に落ち着いており、申し訳ありません、という話であれば、あえて子どもについて尋ねたり確認したりすることは難しい場合がある。対応については個々の現場判断となる。またそれらの対応情報の全てがDV相談や少年の担当に報告されているわけではない。何らかのDV問題や児童虐待の疑いがある、対応・調査した事案は報告される。

5) 通告についての警察から相談者への事前告知

DV相談で児童相談所への通告が必要と判断された場合には、原則として通告後の児童相談所の子どもや保護者への対応に配慮して通告することを相談者に告知している。具体的には相談者に、たとえば、警察から児童相談所へ通告すること、通告に基づいて児童相談所から子どもの安全確認、相談者への連絡・調査等があることを相談時に告知している。相談者への通告の告知は警察署全体での周知事項となっている。ただし、短時間での電話相談であったり、相談者が短時間で面接を切り上げたり、相談そのものを中断して帰ったり、夜間の緊急保護の場合など、必ずしもすべての事案で結果的に通告の告知ができていないわけではない。また事後に相談者に連絡をとって通告を告知することが難しい事例もある。派出所等での接触や家庭訪問による調査の場合、その場で通告を判断・告知することが難しい場合もある。逆に加害者が分かっている場合には直接、加害者に注意・警告する場合もある。

DV加害者と相談者が同居中の事案では、通告によって児童相談所から調査を受けることが、相談者や子どもの身の危険を増す、相談していることがばれてしまう等の恐れから、相談者が児童相談所への通告や相談所からの調査を強く拒む場合がある。警察としては子どもの安全の観点から通告の必要性・義務等について相談者に説明・説得している。また相談者が児童相談所からの接触を強く恐れており、もしも児童相談所の調査介入があれば相談者や子どもがより危険になるとの訴えや慎重な調査を要請する相当の理由がある場合には、通告においてそのことも児童相談所に伝えている。

6) 通告に関する児童相談所との情報交換

DV相談からの通告では通告時か直後に児童相談所と情報交換が行われている場合が多い。子どもの所在場所や相談者への通告の告知の有無、相談者の状態や子どもの被害状況に関する具体的な内容確認、親子関係やDV加害者に

についての情報などが主な内容である。これについては児童相談所が書面によるチェック項目を用意してやり取りしているところもある。

7) DV相談から通告となった子どもの通告時点での所在場所

ヒアリング調査では相談時について以下の4つの子どもの所在場所について尋ねた。

1. 母と同伴
2. 元の家は出たが母とは別なところで預けられている
3. 母は家を出たが、子どもはDV加害者のもとに留まっている
4. 母子ともにDV加害者の元で生活している

回答は一か所を除いて1、4、2、3、の件数順であった。1か所のみ4が7割を占めていた。また相談時点では母と同伴で家を出ていたが、後にDV加害者の元に母子共に帰っている事例がけっこうあるとの指摘もあった。また3の状況で逃げてきた母から、どうしても子どもを連れて来れなかった、子どもを連れてきてほしいとの要請を受けた場合、DV加害者が常に子どもに対する明白な虐待者であるとは限らず、対応に苦慮することがある。

8) 児童相談所へ通告する基準

原則的にはDV家庭に子どもがいたことが確認された場合、子どもへの心理的影響を考慮して、専門知識を有する児童相談所へ通告している。通告の対象は原則的には全事例がその対象として扱われる。ただし、以下のような子どもの状況については一律に対応するだけではなく、介入的な対応についての判断が分かれるところもあり、一部の県では事例によって、あるいは児童相談所との協議において、検討されてきた経過がある。

[心理的虐待をめぐる状況に関して]

① 高年齢の子ども

年齢が16、17歳と高く、心理的虐待の影響をあまり受けていないと判断される子どもの場合、通告しない事案がある一方、心理的虐待は一見して判断できるものではないので、同居の状態、暴力の目撃の状況等を考えて通告する必要性があるかどうか検討されてきた。

② 別居生活している子ども

DV加害者と一緒に生活していない子ども、DV問題の現場にいなかった子どもについても、被害状況が確認されず、関係なかったとして通告しない場合と、家庭から避難するまでの経過でDVに遭遇して心的外傷を負っている可能性が否定できない場合があり、通告する必要性があるかどうか検討されてきた。

③ 0歳児

乳児など年齢の低い子どもの場合、DV目撃の影響を具体的に確認できない。別室で寝かせていたなど直接のDV目撃にも当てはまらない場合もあり、通告されない事例もある。ただし現在の状況で具体的な被害は確認できなくても、今後、同居状態や、夫婦のやり取りが続くことにより、将来に更なる虐待を受ける危険性があるとの理由で通告することが多い。

④ すでに家を出て保護されている子ども

すでにDV加害者の元から離れて、さらなる被害を受ける危険性が無いと判断される事例について通告するかどうか今後の検討課題の一つである。(ただし、6)にあるように、警察への相談時点では家を出ていても再び家庭に戻ることもあり得る中で、認知した状況で判断することが難しい場合もある。)

[心理的虐待以外の虐待の兆候が認められた場合]

⑤ 心理的虐待以外の虐待被害にあった子ども

心理的虐待以外の身体的虐待、性的虐待、ネグレクト等の兆候が事情聴取の中で判明した事例についてはその虐待事実で通告している。

9) 通告後の児童相談所との連携・情報共有

大半の警察が、通告直後の児童相談所の対応経過についてのフィードバック情報は得ていないと回答している。児童相談所のかかわりが終結した時点での措置結果通知書を受け取っているところはあるが、直後の経過についてのフィードバック情報のやり取りは組織的には行われていない。母子が保護先から加害者の元に戻った場合や、何かの事情、必要性がある事例では随時情報交換が行われている事例もある。

10) DV相談事例についての要保護対策地域協議会との連携状況

市町村が運営する要保護児童対策地域協議会との連携については、地域ごとの協議会の運営状況、情報交換や情報管理状況にばらつきがあり、また具体的な事例を扱うケース検討会議に警察が直接参加する機会は極めて少ないのが一般的現状である。通告についても児童相談所への通告で、市町村に通告はしていない。DVの相談対応では市町村の相談担当者からの連絡もあるが、児童虐待に関しての連携は児童相談所中心である。

11) 児童相談所との連携における課題

各警察本部で聴取した児童相談所との連携で感じる課題の概要をそれぞれ以下に列挙する。共通する内容は一つに

まとめてある。

① 児童相談所の体制等

- 児童相談所の数は増えているが、人員数、職員の専門性や配置強化については課題あり。通告の増加に対応しきれていないのではないかと。また児童相談所間の格差を感じる。
- 人事異動による担当者変更が多く対応や連携の体制が安定しない。
- DV目撃による心理的虐待の通告をはじめ、DV相談に関する子どもの状況・安全について警察は意識・姿勢を変えてきており、結果的にそれが通告件数の増加につながっていると認識しているが、児童相談所は対応しきれていないという実情を聞いている。

② 事例を通じた連携で

- 警察が児童相談所に情報提供を求めた場合、対応に児童相談所間、地域間で格差がある。
- 警察として援助要請には積極的に対応しているが、身柄付通告が必要な事案で児童相談所に協働を呼びかけても消極的な印象を受ける。業務多忙は承知しているが、それでも消極的な印象を持っている。
- 児童相談所が既に一時保護の必要性を判断している事例で、警察からの身柄付保護の要請を受けることがあるが、なぜ職権保護をしないのかと感ずることがある。
- 夜間の身柄付通告の事案で一時保護所の定員や職員配置の問題を理由に保護が円滑に進まないことがある。

③ 情報共有について

- 各署でさまざまに工夫がなされているが、身柄付通告した事案を、自宅に戻した場合、再度事件に巻き込まれる可能性もあるなど、通告した事案の初動についての情報共有が適切になされる必要性を感じる。
- 夜間対応における情報共有の必要性を感じる。
- 通告以降の対応経過の情報共有があれば、通告の精度、要点などがより整理されるのではないかと。
- 母子の避難場所については情報管理によって秘匿されている場合もあり、市町村を含む関係部局全体の情報交換が必要である。
- 通告後の児童相談所の対応経過における情報のフィードバックは今後の課題であるが、警察にとっては事件捜査、生命・身体の安全保護が警察本来の担当事項であり、継続的な支援は本来の担当事項ではないと認識しており、重大事件に発展する危険性があるような場合と、そうでない一般的な経過を区別しておかないと、すべての事案のフィードバックを受けても警察と

してどう対応できるかは疑問である。

④ 制度上の課題

- DV 法の一時保護と児童福祉法の一時的保護で、親権者・保護者への告知義務に違いがあり、難しい。
- DV 加害者の抵抗が予想される子どもの安全確認や職権保護に際しては、児童虐待防止法第10条に基づく援助要請により適切に対応することを考えている。

⑤ DV 相談が持つ課題

- DV 相談では相談者の申告が基準になって対応が行われる。子どもは自分の意志で相談者のように避難や申告ができない立場にあり、児童虐待の視点から児童相談所の積極的な介入が必要である。
- DV 相談は加害者以外に相談者の意思によって対応が左右される。必ずしも子どもが主人公ではなく、また相談者の意思が尊重されるので家で大丈夫ということであれば在宅が続くし、いったん母子で家を出たとしても帰るといふことになれば子どもも一緒に帰ることになる。
- 被害者が被害申告せず、単なる夫婦喧嘩と説明された場合、DV 問題なのかどうか識別・判断しにくい。
- 市町村行政の DV 担当と児童相談所の連携が分りにくい。
- 0歳児の心理的虐待はどう取り扱えばよいか迷うことがある。
- DV 家庭の子どもたちや被害者は、緊急性とは別の視点での生活支援や子どもへの心理的援助など、長い目で見た支援が必要と考えている。心的外傷による PTSD など長い時間経過の中で現われてくる問題と認識している。通告直後の状態把握で問題がなければ、いったん児童相談所の対応は終結していると思われるが、長期の見守り支援が課題ではないか。

⑥ その他

- ヒアリングで回答したすべての項目が課題であるとの認識をもっている。
- DV 加害者による、あるいは DV 家庭での子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについて、事例はあるが、実態把握や継続的な件数把握はしていない。

⑦ 警察からの質問と調査時点での回答

- Q: DV 加害者への児童相談所による指導はどうなっているか。

A: 児童相談所における児童虐待相談においては、親子関係の修復、不適切養育の改善のために家族調整や指導を行い、家族再統合や親子関係の再調整を試みよ

うとしている。これに対して DV 相談の場合には、相談対応の目的が、まず被害者を守ること、被害者の保護にあり、加害者と被害者の調整や、加害者への支援はまた別の課題として考えられる。また児童相談所に DV 加害者が接触してくる場合にも、加害者の主な目的は子どもとの関係より被害者との関係に焦点が置かれた接触であることが多く、児童相談所の子どもへの支援・指導意図とは目的が異なるため、援助としての関係は成り立ちにくい。

- Q: 市町村 DV 担当と児童相談所の連携はどうなっているか

A: DV 相談と児童虐待問題が重複している事例の場合、双方の情報交換が持たれる場合がある。ただし、DV 相談では、被害者を守ることが目的であり、また被害者の申告に応じて対応方針が決定されることを基本としているのに対して、児童福祉では子どもの安全を守ることが目的であり、子どもの意向、保護者の意向にかかわらず、子どもの安全については児童福祉機関としての判断に基づく対応が基本である。こうした対応課題、優先順位の違いを十分に認識することが必要である。

- Q: 児童相談所における「相談」と「通告」はどう違うのか

A: 特定の個人が識別される形でもたらされた子どもについての心配な情報は原則的にすべて「通告」として受理することになっている。受理された上で、虐待にあたるような子どもの安全についての問題が認められるのか、そうでないかが調査によって判断され、それに基づいて対応が進められる。ただし、情報をもたらす側の近隣住民や関係機関の思惑としては、直ちに介入的な対応が展開する「通告」として反応して欲しくない事前相談の段階を設けたい意識がしばしば認められ、両者に温度差がある。

「通告」に対して「相談」というのは特定の個別事例に関してではなく、一般的な状況判断や体制等についての情報交換、意見交換、確認作業の場合である。

2. アンケート調査の結果

調査は217か所中130か所の児童相談所から回答があり、回収率は60%であった。以下に各分野ごとの結果を示す。

1) 虐待相談における DV 問題の関与・並存状況

回答があった 133 か所の児童相談所における平成 20(2008)年度の虐待相談受理件数、そのうち DV 問題の関与・並存が相談対応のいずれかの時点で確認された事例の件数を表 2. で示す。今回、回答のあった全虐待相談件数 24,260 件の 7.3%、1,759 件に何らかの DV 問題の関与・並存が認められている。これを平成 20 年度の全国の児童

相談所の虐待相談件数 42,662 件に対比するとその 7.3% は約 3,000 件となり、相当の件数が児童虐待問題と DV 問題の両方を抱えていることが分かる。

表 2. 平成 20 年度 虐待相談とそのうち DV 問題をいずれかの時点で確認した件数 (130 児童相談所)

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
虐待相談受理件数	9076	8690	799	5695	24260
そのうち DV 問題をいずれかの時点で確認	491	171	39	1069	1759
構成比	5.4%	2.0%	4.8%	18.8%	7.3%

以下の図 1. に各虐待種別における DV 問題の関与を示す。またその構成比を図 2. に示す (75% のところで棒グラフは切られている)。当然のことながら心理的虐待に占める DV 問題の関与・並存の比率が高いが、ここではむしろ、すべての虐待種別において DV 問題の関与・並存が認められている事例があること、特に身体的虐待の 5.4%、ネグレクトの 2.0% に DV 問題の関与・並存がみられることにも注目したい。これらの虐待相談における主たる虐待者と DV 問題の加害者とは必ずしも一致しない可能性がある。また性的虐待の 4.8% に DV 問題の関与・並存が認められた。これはバンクロフトが指摘したことで注目され初めている DV 加害者による近親姦に該当する事案であるとみられる (Bancroft, L. 2002)。

これらの数字は現段階で児童相談所が何らかの理由で認知し得た DV 問題の件数であり、さらに潜在する DV 問題、DV 構造による問題をもつ家庭はもっと多いものと想定される。

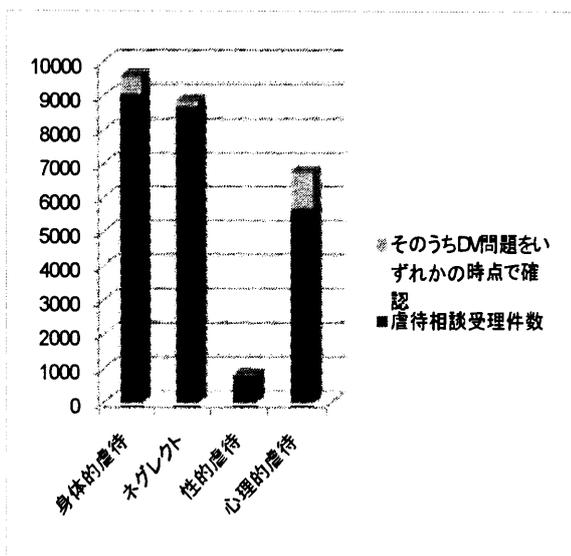


図 1. 平成 20 年度虐待相談種別件数と DV 問題の関与

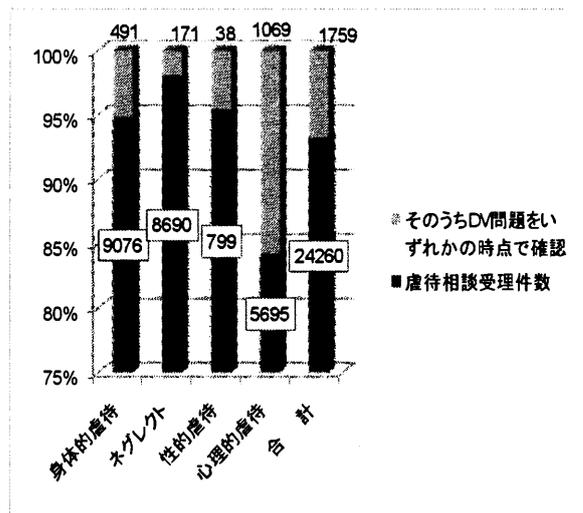


図 2. 平成 20 年度虐待相談種別件数に占める DV 問題の構成比

2) DV 問題が関与する被虐待児の年齢・性別

DV 問題による通告および DV が伴う虐待問題で通告された子どもの性別別、年齢別、延べ人数を表 3. で示す。これを就学前、小学生、中学生、中卒年齢に再分類したものを図 3. で示す。

表 3. DV 問題による通告および DV が伴う虐待問題で通告された子どもの性別年齢別延べ人数

	0歳	1-2歳	3-就学	小1	小2	小3	小4
男	71	143	267	85	53	54	64
女	54	133	259	89	64	70	49
計	125	276	526	174	117	124	113
	小5	小6	中1	中2	中3	中卒	合計
男	66	53	65	47	44	56	1068
女	55	55	53	69	49	61	1060
計	121	108	118	116	93	117	2128

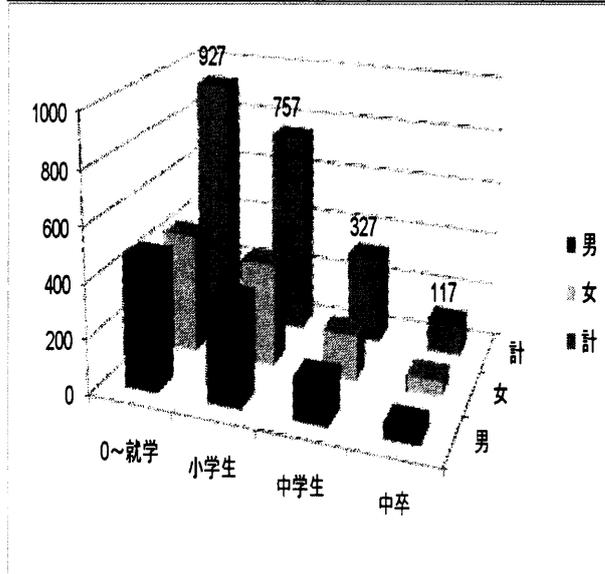


図 3. DV 問題による通告および DV が伴う虐待問題で通告された子どもの性別・年齢段階別延べ人数

DV問題による通告およびDVが伴う虐待問題で通告された子どもの年齢は、児童期全年齢に及んでいる。男女差は無く、年齢の低い子どもが占める比率が高く、0歳～就学前までで43.6%（927人）、0歳～小学生までで79.2%（1684人）に達している。中でも0～2歳までの子どもは401人（18.8%）おり、これらの子どもは母子で家を出ているか、保育所等の所属が無ければ、在宅状態のまま、その所在確認、安全確認に困難が予想される子どもたちである。

3) DV問題、DV相談からの児童相談所への通告状況

DV問題による相談窓口、ないしは関係機関、関係者か

ら児童相談所への通告状況を図4.に示す。平成20(2008)年度の相談受理状況を見る限り、警察からの通告が圧倒的に多い。次にはDV被害者、福祉事務所、婦相などが続く。配偶者暴力支援センターや女性相談窓口など、DV相談の受付窓口からの通告はあまり多くない。いずれも相談実態や件数状況が分からないので詳しいことはわからないが、被害者自身の任意の相談意志をキーにしている女性相談窓口では、在宅状態での危機的な状況での被害者自身の大変な状況や相談、子どものことが相談されたとしても母子一体での動向が相談の中心課題であり、子どもの状況だけを区別して児童相談所に通告するというにはなりにくいのかもかもしれない。

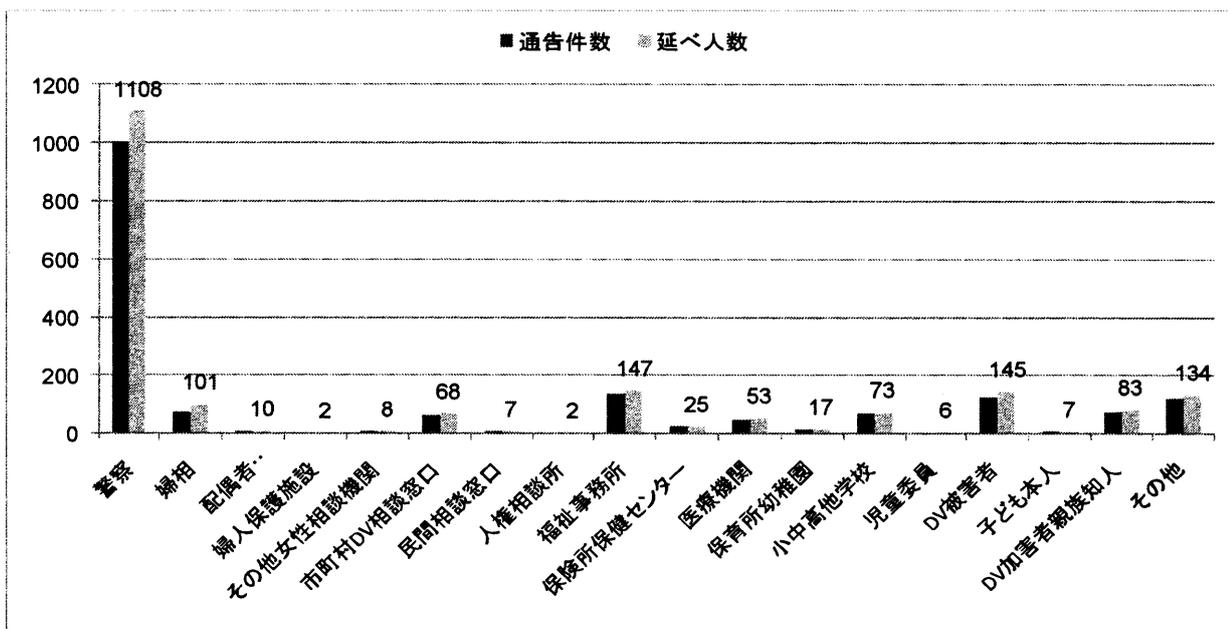


図4. DV問題、DV相談からの児童相談所への通告受理件数と子どもの延べ人数（平成20年度 数値は延）

4) 警察・婦相でのDV相談からの通告状況

警察でのDV相談は、警察署への被害者の直接来署による相談、保護等の場合から、派出所など地域での相談対応、さらには電話相談や110番通報による家庭訪問まで多岐に渡る。DV相談は様々な接点全体では、年間約7万件の相談接触があると言われている。(統計上の報告件数では平成21年3月12日の警察庁の状況報告による警察での配偶者からの暴力事案の認知件数は平成20(2008)年で25,210件、女性24,808人、男性402人である。)

DV相談では当事者の年齢、経過から、家庭に子どもがいる確率が比較的高く、またその子どもが何らかの家庭内暴力に巻き込まれていることが児童虐待にあたるとして、警察から児童相談所への虐待通告が急増している。平成17年度から20年度の警察と婦相でのDV相談からの児童相談所への通告受理件数の推移を図5.に示す。

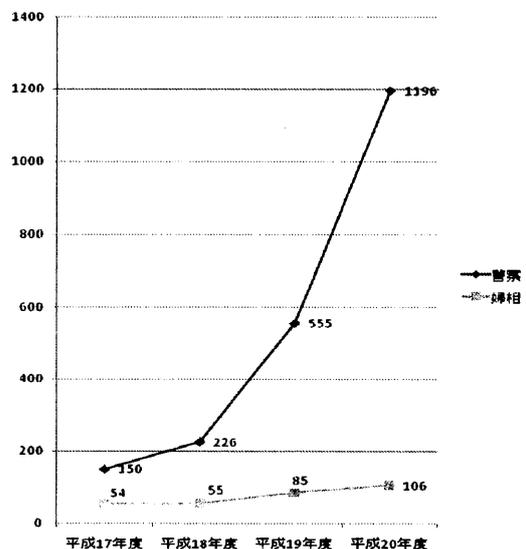


図5. 平成17年度から平成20年度までの警察・婦相でのDV相談から児童相談所への封国件数の推移

婦相からの通告も平成17年度から20年度までの3年間で、54件から106件と1.96倍の増加を示しているのだが、警察からの通告は150件から1196件と7.97倍の急激に増加している。この背景には、平成18年度の児童虐待への対応についての通達、平成19年度の警察のDV相談対応マニュアルの整備等により、警察におけるDV相談において、家庭に子どもが居ることが分かった場合、児童虐待としての吟味と児童相談所への通告が基本的対応としてより一層整備された経過が反映されているとみられる。^{*)}

*) 全国児童相談所の平成8年調査と平成20年調査の比較では警察からの通告の構成比は10.6%から17.6%、通告件数は1,045人から1,738人と1.7倍となっている。²⁾

5) 警察でのDV相談からの通告事例の概要

警察でのDV相談からの通告事例におけるDV問題と子どもの被害の概況、心理的虐待のおそれとして通告された事例におけるDV問題に伴う子どもの被害状況について図6.に示す。

なお、警察でのDV相談と警察から児童相談所への通告状況については別に警察本部へのヒアリング調査の項を参照されたい。

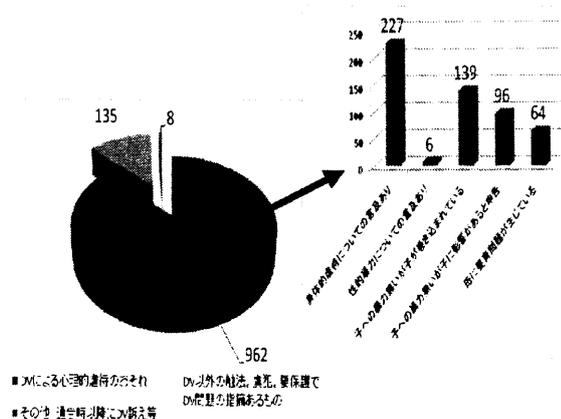


図6. 警察からの通告事例におけるDV問題の概況
 その他通告事例でのDV問題の状況

警察からのDV問題に関する通告の中心は心理的虐待のおそれによるものである(962件:87.1%)。ただし、通告の内容をみると、子どもへの身体的虐待への言及があったものが227件、性的暴力への言及があったものが6件含まれており、心理的虐待以外の虐待の関与に言及しているものが233件(24.2%)、子どもへの直接の暴力は無いものの子どもががDV事態に巻き込まれ、影響を受けているとの訴えが含まれるものが235件(24.45%)、また母の養育に問題が生じているものが64件(6.7%)含まれている。

DV問題以外に触法や虞犯、要保護児童の通告等でDV問題の指摘があるものが135件、警察からの通告受理以降にDV問題の訴えがあったものが8件報告されており、い

わゆる児童虐待防止法が定義するDV問題による心理的虐待のおそれを主たる事由とせず、他の要件で警察からの通告を受理した相談にDV問題が伴うものが143件あった。

6) 警察でのDV相談からの通告における子どもの居場所

警察からのDV問題での通告を受理した児童相談所としては、まず子どもの所在と安全の確認が課題となる。これについて警察からの通告時点での子ども所在場所の状況については、図7.に示すとおりである。

合計通告集計件数1061件中、子どもが何らかの形でDV加害者の元を離れているものが395件(37.2%)であるのに対して、DV加害者の元に留まっているものは589件(55.5%)ある。そのうち子どもだけがDV加害者の元にとどまっているものは63件(5.9%)である。

7) 警察による子どもの状況確認

通告時点での警察による子どもの状況確認の状態については図8.に示す通りである。回答があった902件中何らかの現認がなされたものは計429件(47.6%)あり、家庭訪問による現認も235件(26.0%)ある。子どもの状況については未確認な通告は456件(50.6%)で、概ね通告件数の半数が何らかの状況現認を受け、半数は未確認状態であることがうかがわれる

8) 相談者への警察での通告の告知状況

図9.はDV相談にける警察から相談者への通告の告知状況を示す。

警察でのDV相談において、子どもに虐待被害のおそれがあり、警察が児童相談所に対して通告を行う場合、その時点で相談者に児童相談所への通告を告知しているかどうかは、これまでしばしば話題になってきた。というのは、通告を受理した児童相談所が子どもの状況確認のために保護者と連絡を取ろうとする際に、何も知らない保護者は、どうして児童相談所が自分たちのことをどこで知り、子どもの何を知らうとして動いてくるのか、誰からの通告があったのかなど、強い戸惑いと不信・抵抗感を生じ、しばしば児童相談所が子どもの安全確認、保護者との接触到に困難をきたす事態が生じている。またDV加害者の下で母子が暮らしている場合、児童相談所が母子に接触することにより、却って母子を危険にさらす危険性もあり、母子への接触には慎重な配慮を要する。こうした理由から、児童相談所と警察の間で通告についての相談者への告知がしばしば課題として取り上げられてきた経過がある。回答のあった1075

件中、通告受理の時点で警察から相談者への通告の告知が確認されているものは517件（48.1%）、相談者への通告の告知はしていないと確認されているものは105件（9.8%）、いずれか不明のものは453件（42.1%）であった。

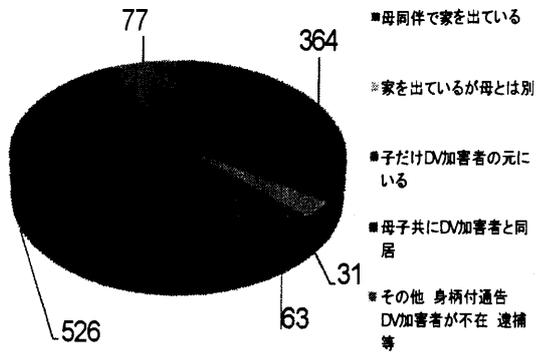


図7. 警察からのDV問題に関する通告における通告時点での子どもの所在場所

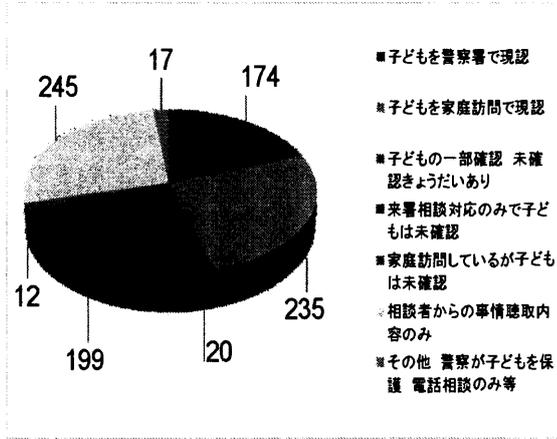


図8. 通告時点での警察による子どもの状況確認

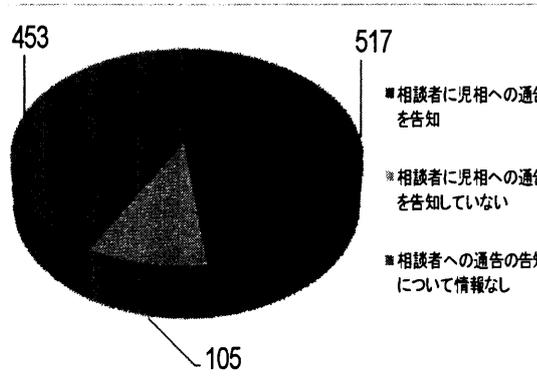


図9. 通告時点での警察からDV問題相談者への児童相談所への通告の告知状況

9) 通告受理した児童相談所からの所在確認と安全確認

通告を受理した児童相談所は直ちに子どもと保護者の所在を確認し、子どもの安全確認、保護者からの事情聴取に入る。

表4. に通告受理した事例についての子どもの所在確認の

状況を示す。さらに表5. に、表4. で所在確認した事例のうちの子どもの安全確認の状況を、表6. に所在確認した事例のうち保護者への調査の状況を示す。さらに表4. の子どもの安全確認のうち直接確認と間接確認の状況を表7. に示す。

それぞれの表の「主な理由」の項は自由記載の欄に記入があったものから、主な共通項目をまとめたものである。

表4. 子どもの所在確認の状況

内容	件数	構成比	主な理由
所在確認不能	13	1.2%	転居先不明
			行方不明
			シェルター入所
未調査	44	4.0%	他の種別で確認済
			警察から聞き取り等により加害者から分離安全
所在確認済	1031	94.1%	
所在確認済がたが確認できず	8	0.7%	転居先不明
			社会人になっておた連絡不能
			婦人相談所で確認連絡つかず
合計	1096		

内容	件数	構成比	主な理由
子どもの安全確認未実施	38	3.8%	女性児童相談所関係に一時帰省中
			加害者などの子供がいた
			市町村が確認中
			警察が安全確認
安全確認実施	955	96.2%	母子子どもの対応ニズル
			警察ト車出 遠方行方不明
小計	993		

表5. 所在確認した子どもの安全確認状況

表6. 所在確認した子どもの保護者調査の状況

内容	件数	構成比	主な理由
保護者への調査未実施	48	8.4%	保護者が調査拒否
			玄関先で拒否
			別の経路で安全確認
			市町村が対応
保護者調査実施	526	91.6%	警察ト車出
小計	574		

表7. 子どもの安全確認の内容

内容	件数	構成比	主な理由
直接確認	483	48.3%	警察署員による訪問含む
間接確認	516	51.7%	学校 保育所等を訪問して本人確認
			電話で本人と話す
			福祉事務所が訪問して確認
			学校等訪問するも本人不在 間接聴取のみ
			緊急性低く関係機関にモニター依頼
			事業から長時間経過しておりモニター
			母が同意拒否したので関係機関でモニター
			婦人相談所で母調査拒否 相談員が確認
シェルター等入所 DV加害者からは分離 母が拒否したため確認できずあ母の説明の			
合計	999		

以下の図は、表4. から表7. までの状況を図示したものである。それぞれに回答数が微妙に違っているが、概ね通告受理したものの94.1%は子どもの所在が確認されている。通告時点で相談時からかなり時間が経過していたり、当人らが所在を隠して移動していたために所在の確認がで

きなかったもの、連絡先そのものが失われていたものを含め、所在確認ができなかったものは、5.9% (65 件) である (図 11)。さらに図 11. では保護者への調査状況、子どもへの調査状況も示す。保護者への調査実施は 574 件中 526 件で 91.6% である。子どもへの安全確認の実施状況は、回答があった 993 件中安全確認を実施したものは 955 件で 96.2% である。それぞれの対応の主たる理由は上記表 4～7. に記載の通りである。

子どもへの安全確認の実施内容は、図 12. の通りである。全回答数 999 件のうち直接確認による安全確認を行なったのは 483 件で 48.3%、間接確認が 516 件で 51.7% でほぼ半々となっている。6) の図 7. にあるように警察に相談があった事案の約半数が DV 加害者と共に子どもが同居を続けている状態にあるところからみると、子どもの居場所と児童相談所の安全確認が直接か、間接かとは何らかの関係があることが予想されるのだが、今回の調査ではその相互関係は分からない。元の通告の所在確認 1031 件からみるとそのうち 999 件、96.9% の子どもが直接か間接の安全確認に至っていることになる。

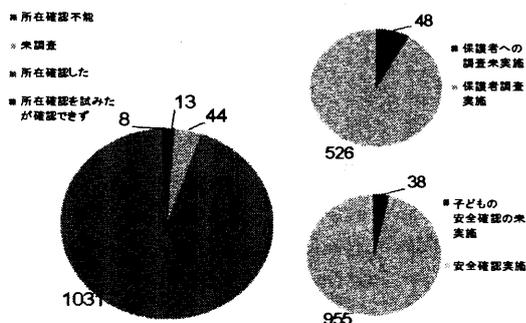


図 11. 子どもの安全確認の実施状況

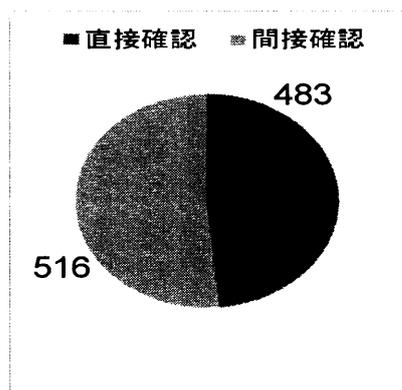


図 12. 子どもの安全確認の内容

10) 通告受理後の児童相談所の対応状況

表 8. は警察からの通告受理後の児童相談所での対応経過の概要である。表 8. を図示すると図 14. の通りとなる。回答のあった 1108 件中、通告受理後の初動対応で、問題なしとされた 230 件を中心に 321 件、29.0% が初初期調査の段階で対応を終結している。それ以外の事案では、385 件が何らかの助言指導を経て対応が終結しており、対応件数としては最も多い。その次には何らかの継続指導の後に終結している 148 件である。その他計 79 件が本調査時点で何らかの継続指導中、62 件が初期の調査中か状況のモニター中、そして 33 件が一時保護か施設入所中といった状態である。また 34 件 (3.1%) が警察からの通告以前に別の相談で援助中の事例であった。つまり、過去に相談歴のあった事例が何件含まれているかの情報を調査で確認していないのだが、少なくとも通告事例の 96.9% が警察からの通告で今回、児童相談所が新たに御対応に入ることになった事案であったということになる。

表 8. 警察での DV 相談からの通告受理をした事案のその後の児童相談所の対応経過

対応内容:大項目	対応内容:小項目	件数	小計	構成比
DV問題による具体的な子どもの援助ニーズを認めず終結	調査不能	9	321	29.0%
	保護者に相談意思なし	82		
	調査結果問題なし	230		
DV問題による子供の援助ニーズ認め相談援助	助言指導して終結	385	707	63.9%
	継続指導して終結	148		
	元の夫婦のもとで指導中	35		
	DV加害者のもとで指導中	19		
	DV加害者以外の保護者のもとで指導中	25		
	現在一時保護中 施設入所中	33		
	調査中(モニター中含)	62		
DV問題とは直接関係しない別の援助ニーズ認め相談援助	助言指導して終結	23	80	7.2%
	継続指導して終結	20		
	元の夫婦のもとで指導中	6		
	DV加害者のもとで指導中	5		
	DV加害者以外の保護者のもとで指導中	15		
	現在一時保護中 施設入所中	8		
調査中(モニター中含)	3			
再掲 警察からのDV通告以前から別の発端で相談援助中			34	3.1%
	合計	1108	1108	

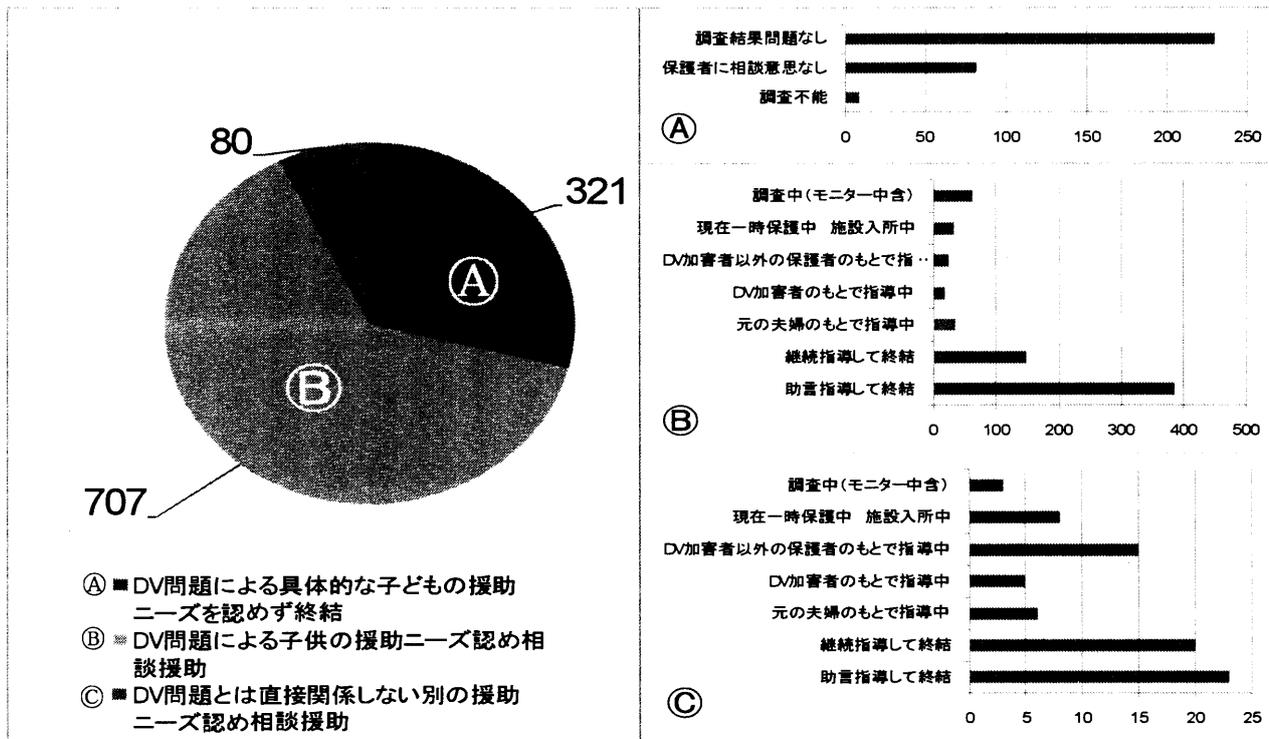


図 13. 警察での DV 相談から通告された子どもについての通告受理後の児童相談所の対応経過

11) 婦人相談所からの通告・相談事例

婦人相談所からの DV 相談事例の児童相談所への通告・相談は、3) の図 4.に見るように警察からの通告に比べるとはるかに少数である。しかし 4) の図 5.に見るように、その増加率は警察からの通告ほどでないにしても平成 17 年度に比べて平成 20 年度は約 2 倍に達している。また婦人相談所の DV 事案は、警察の DV 相談と違って少なくとも相談者は子どもと共に DV 加害者の下を離れていったん相談機関の保護下にあることが基本となる。図 14.は、婦人相談所から児童相談所への DV 事案での通告における子どもの居場所の状況である。警察からの通告と違って、在宅の相談事案は無く、大半が母子同伴での保護事例である。ただし家に残して来た子どものことが心配との通告も 135 件中 22 件 (16.3%) ある。

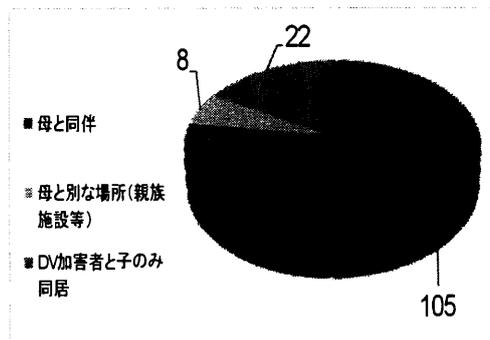


図 14. 婦人相談所から児童相談所への DV 事案の通告における子どもの居場所 (平成 20 年度)

12) 婦人相談所からのDV事案での通告・相談の内容

婦人相談所から児童相談所への通告・相談があった事例のうち、子どもが DV 加害者から何らかの被害を受けたことが報告されているものは、133 件中 111 件 : 83.5% に上る。もっとも多いのが身体的虐待の 76 件 (57.1%)、次に暴言や懲罰的発言を受けてきたことによる問題、その他、恐怖等、の心理的虐待にあたるものが 26 件 (19.5%)、性的な虐待が 8 件 (6.6%) である。(図 15.)

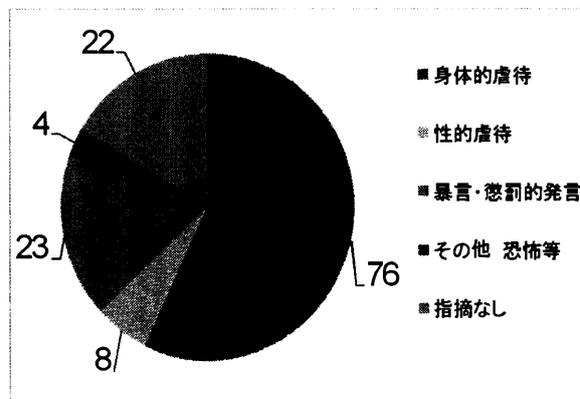


図 15. 婦人相談所から通告のあった DV 事例における子どもの DV 加害者からの被害状況

婦人相談所から児童相談所への通告・相談があった事例のうち、母からの何らかの子どもへの被害について相談のあった状況を図 16.に示す。有効回答 118 件中 44 件 (37.3%) に母からの子どもへの被害についての相談があった。元の 133 件全件数に占める率にしても 33.1%となり、婦人相談所から児童

相談所に通告・相談が寄せられる事例の3~4割の母子に子どもの安全についての問題が認められる程度のトラブルが生じていることになる。もっとも多いのはネグレクト21件、次に身体的虐待12件、心理的虐待10件が続いている。性的虐待1件はDV問題離脱後の子どもの性被害について母の養育責任が問われたものと想定されるが、詳細は不明である(図16.)。

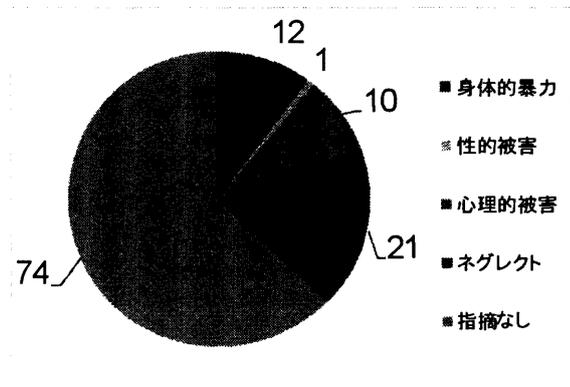


図16. 婦人相談所のDV事例における子どもの母からの被害状況

図17. は婦人相談所から児童相談所への通告・相談があった事例における母の援助ニーズの状況である。有効回答132件のうち何らかの援助ニーズがあるとされたものは、71件(53.8%)である。養育能力、養育態度における課題がそれぞれDV被害による精神不安のための育児困難と同じ程度の割合で認められており、直接にDV被害による精神不安が認められないものの、子どもの養育に何らかの課題を持っている母が多いことが認められ、DV被害での相談において母の養育支援が重要な課題であることが認められる。

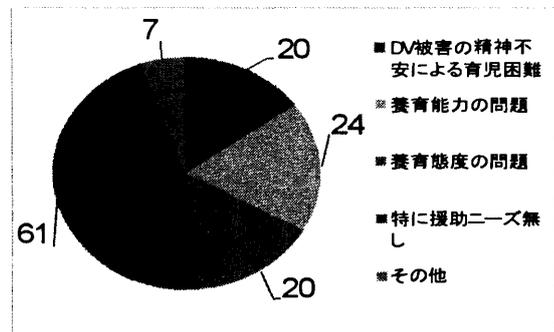


図17. DV問題で婦人相談所より児童相談所に通告・相談があった事例における母の援助ニーズ

図18. は婦人相談所から児童相談所への通告・相談があった事例における子ども自身の援助ニーズである。有効回答106件中、特に問題なしと心理的被害が最も多く各34件(32.1%)、その他、対人・社会的不適応や発達支援が必要な状態等の事例があり、概ね8~9%台である。母の養育上の問題や援助ニーズの高さは、子どもの側からの援助ニーズとして直接的な数字となつては表れていないようにみえるが、発

達支援や対人・社会不適応は、育児支援のニーズの高い保護者には相当に負担となることが想定される。また8件が母子のDV加害者の下への帰宅による子どもの被害の危険となっている。通常、婦人相談所の母子の事例では、子どもはDV加害者の下に居ないことを想定して対応を考えるが、7.5%の子どもについてはさらにDV加害者との再同居による危険が通告・相談となっていることが認められる。

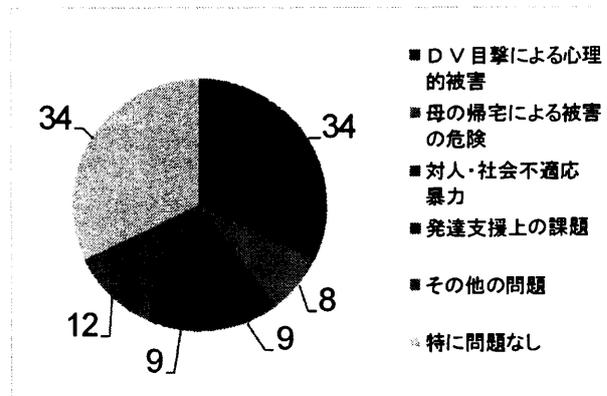


図18. DV問題で婦人相談所より児童相談所に通告・相談のあった事例における子どもの援助ニーズ

考 察

1. DVは多層的に母子にダメージを与える

諸研究の情報をまとめるとDVは三重の損傷をその家族である母子にもたらす。

① DV加害者による実際の加害行為とその脅威:加害行為には身体的暴力、性的暴力、暴言・脅迫等の情緒的・心理的暴力があるが、それらによる直接の母の被害、子どもの被害、及び母への加害行為を子どもが目撃すること、あるいは母を屈服させ、支配するために加害者が母の前で子どもへの加害行為を行ったり、母に子どもへの加害行為に加担させたり、子どもに母への加害行為を見せたり、子どもに母への加害行為を強制すること等による被害と損傷がある。また母子が家庭を一旦離脱し、離婚や親権の裁判が開始された後も、母子への非難・追及や直接の追跡の危険として現実の脅威と影響力が持続するものもある。

② DV被害による直接的な後遺症:そうした被害によって生じる母、子それぞれの心身に生じるトラウマ性の適応障害、離脱後も続く後遺症、PTSD、及びそれら適応障害や後遺症のために生じる母子関係や養育上のトラブル、母から子どもへの不適切養育、子どもから母・同胞への暴力等がある。もちろんこうした母子の問題には、DV問題とは別に元々、母の養育能力や父母の子どもへの養育能力に何らかの問題が認められる場合もある。しかし、その場合にもDV問題は子どもへの養育状況をさらに悪化させる危険性が高い。

③ DV 加害者の支配・攻撃による価値観・人生観・対人感覚の歪曲と損傷：DV 加害者との同居生活において強制的に体験させられ、押しつけられた持続的な精神・情緒的否定や暴力と脅迫による支配、屈折した依存を伴う拘束的で病理性の高い愛情・忠誠・服従関係の強要、健康な母性の否定による価値観・人生観・対人感覚の歪曲と損傷がある。特に幼少期から DV 問題のある家庭で育つ子どもは、DV 加害者の支配する世界観・価値観しか知らずに育つ。こうした子どもは生活全般において DV 加害者が支配する価値観、行動規範を植えつけられて育つことになり易い。子どもが家庭外の世界を知って物事を相対的にみることができるようになるのはずっと大きくなってからである。

DV 加害は配偶者である女性とその子ども、そして母子関係を深く傷つける。子どもはその事態を相対的に評価することも対処することも難しく、選択の余地なくそうした体験を生きざるを得ず、心身に重大なトラウマと学習性の痕跡を残すことになる。DV 離脱後にも一定数の母が子どもに加害行為をしてしまう、あるいはイライラした子どもが母や家族・きょうだいに暴力を振るうという事態はそれだけがすべてを説明するものでないとしても、DV 問題に共通してみられる母子関係損傷の後遺症のひとつとみるべきであろう。

2. DV による子どもの被害

子どもの DV 加害者からの直接被害については、過去の調査研究においても身体的虐待が半数近くに見られるなど、DV 目撃による心理的虐待だけではなく多様な直接的被害があることが知られてきた。本研究の調査でも警察からの DV 問題関連の通告のうち DV 相談からの児童相談所への通告事例 (1105 件) において、「心理的虐待の疑い」か「さらなる虐待を受ける恐れ」に加えて 23.6% (227 件) に身体的虐待、0.6% (6 件) に性的虐待、6.9% (64 件) に母の養育上の問題が認められており、警察での DV 相談という限られた時間、場面の聴取だけでも様々な子どもの直接被害が認められている。また DV 相談を端緒としない触法や虞犯、要保護児童の通告において DV 問題が伴っていた事例は 143 件 (事後に判明 8 件と通告時点で分かっているもの 135 件) となっており、比率的にはそれほど高くは無いにしても、子どもの非行を初めとする要保護児童問題の背景にも DV 問題が存在していることが報告されている。

婦人相談所の DV 事例のうち、児童相談所への相談・通告があった事例では、その 8 割 (83.5%) を超える子どもに何らかの被害があり、半数を超える 57.1% に身体的虐待被害が認められ、3 割強 (33.1~37.3%) の子どもに何らかの母からの不適切養育が認められている。もちろん、これらは婦人

相談所が扱うより多くの DV 事例のうち、子どもについて問題があった事例だけを母数にした数値である。また警察からの通告についてもいずれもが母からの自己申告があり、かつ対応機関が通告に値すると判断した事例が母数となっているために、取り扱った事案全数における割合、客観的な基準に照らした一定の被害状態の確認にはなっていない。

ちなみにより一般的な状況の参考として、今回の調査では児童相談所における虐待相談に占める DV 問題の割合をみると、虐待相談全体の 7.3%、ネグレクトの 2.0% から心理的虐待の 18.8% まで、すべての虐待種別で DV 問題の関与事例があることが報告されている。また児童相談所の平成 20 年度第 1 四半期の全国調査では全虐待の 15.1% (1019 人) に DV が認められると報告されており、とりわけ実父の虐待の 34% に DV が認められていることが注目される。

3. DV 相談を端緒として通告される子どもの大半は児童相談所にとっては新たな要援助の子どもたちである。

今回の調査によれば、DV 問題での通告直後からの支援において、期間の長短はあるものの約 63% の子どもが援助課題を持っており、そのうちの約 30% は継続的な見守りや指導が調査時点でも児童相談所において継続されていた。しかもこの子どもたち全体の 90% 以上が DV 相談を端緒とした通告によって初めて児童相談所が認知した子どもたちであることが注目される。すなわち DV 相談を端緒とした通告がなされなければ子どもの援助ニーズは児童相談所に届かなかった子どもたちである可能性が高い。

4. 警察からの DV 相談を端緒とした通告には多様な状況が混在している

警察へのヒアリングからは、警察での DV 相談の様態にかなりの多様性がうかがわれる。相談の約半数は在宅のままの相談であり、この場合、女性が単身で来所相談するか電話で接触することが多く、子どもの実態に焦点を当てるには聴取側にかかなりの意識的な対応が必要とみられ、実態は把握しにくい。家を出てきて来署する女性の場合、同伴児がおればその子どもに注目することになるが、家族構成員全員の把握は必ずしも容易ではない。またヒアリングした警察ではいずれもその約 4 割が再び帰宅すること、警察署での聴き取り状況と、児童相談所の通告受理後の状況に違いが生じてことになる。警察への DV 相談から警察や児童相談所が子どもの安全確認を行うことについて、DV 相談を通じての子どもの安全確認作業が被害女性や母子に与える影響、どのような状況把握が子どもと母の安全にとって効果的か、今後の検証による工夫と検討が必要と考えられる。

5. 警察による相談保護者への通告の告知と安全確認作業について

警察でのDV相談の場で、相談者が来談している時点で、子どもの存在が確認され、さらにそれが通告に当たると判断できる場合ばかりではない。また来談後に警察として通告を要すると決定したとして、その時点で、当該の相談者に警察が確実に連絡を取れるとも限らない。また幾らかの相談は電話で一方向的に切れたり、来談者が大急ぎで帰って行ったりして、警察としての対応を十分に告知する余裕のないこともある。また警察が子どもについての児童相談所への通告を告知した時点で、DV被害相談者の立場からして、児童相談所の関与が危険で無神経な干渉、そこまで行かなくても新たな不安と負担を強いる介入と映る可能性は高く、実際強い抵抗に遭うことも少なくない。また児童相談所は児童虐待についての強力な親権への介入・保護機関であるイメージは強く、ひとつ間違えると子どもを奪われるかもしれないといった警戒心だけを強める可能性も否定できない。これらのDV相談者への児童相談所の対応についての効果的で統一的な事前情報の提供も重要な課題ではないかと考えられる。

6. 婦人相談所からのDV事案の通告と警察からのDV相談による通告との違い

婦人相談所からの通告は、警察からの通告に比べて、保護された後の母子についての通告と、残してきた子どもについての逃げてきた母の心配の通告に大別され、警察の把握する通告ではDV家庭での在宅状態や流動的で不安定な状態にある母子をより多く含んでいるのと相談経過の段階が若干異なることがうかがわれる。また母子についての一定期間の観察に基づく点でも異なっている。そのため、DV加害者からの被害そのものの通告は少なく、むしろ母子の後遺症的な問題が母の養育上の課題となって通告される比率が高い。またDV加害者の危険より母の養育問題の課題がより多く認められている。これらはDVが与える母子へのダメージをより明確に表していると言える。また時間の経過と共にそうした課題が浮かび上がってくることを反映している。これについて児童相談所は母子そのものを共に援助対象として治療的サービスを提供するといった親子の為の相互交流法：PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)のような母子をそのまま入所させて治療するような体制は無く、法的にも子どもの安全だけを守ることにしているのが現状である。

7. よりよい児童相談所と関係機関の連携と今後の対応課題について

今回の調査では、DV問題についての警察、婦人相談所と

児童相談所の関係をみた。特に警察でのDV相談を端緒とする児童相談所への通告は急増しつつあり、その効果的な対応体制の整備は急務である。

1) 警察と児童相談所の通告をめぐる連携について

警察からの通告に関する課題は①通告時点の情報把握、②児童相談所の初動対応、③初動以降の警察との連携、の3点に集約される。①については、当事者の諸状況についての情報共有が重要である。特に母子の所在確認、家族状況、児童相談所の初動対応についての母の認知と危険の程度等についての情報共有が課題となる。これについては既にいくつかの自治体における情報交換の工夫が報告されており、それらも参照しつつ、別紙にあるような情報共有表を通告を通じて情報整理することを提案したい。(別紙1. 参照) ②については在宅状態にある子どもの安全確認が課題であり、母の協力が得られない場合、安全確認を強行することによって母子の安全に問題が生じないかが課題である。子どもの所属場所での目立たない形での安全確認や間接的な確認が選択出来れば良いが、それも難しい場合にどうするかが課題である。また外見的な安全確認で評価できるのは本人への身体的虐待の有無であって、深刻な精神支配や母への攻撃の影響などは在宅のままでは容易に確認できない課題でもある。③については、相当数の通告事案が一定の援助を受けているのだが、なお流動的なDV事案の特徴を考えれば、継続的な警察との連携、情報の共有化が行われれば、子どもの被害についてより効果的な援助の機会が得られる可能性があること、そうした情報交換・フィードバックを通じて元の警察でのDV相談からの通告そのものにも資するところがあるのではないかと考えられる。これについても①の情報交換の工夫に項目を追加することを提案したい。(別紙1. 参照)

2) 婦人相談所と児童相談所の連携について

婦人相談所における保護の経過の中で認められるDV関係の母子の課題は、警察からの通告事例に比べてより明確にDVによる母子のダメージを前提とした支援のシナリオを要するとみられる。ただし、それは現時点では児童福祉の対応対象となっていない。DV対応の現場では被害女性を主人公とした対応が展開しており、児童福祉の現場では子どもの安全を主人公とした対応が展開しているので、DVの母子を共に主人公にした対応の受け皿が無い。このことは、今回の調査で婦人相談所以外の配偶者暴力支援の窓口から児童相談所への直接通告が極めて少ないことにも反映しているとみられる。これについてはDV問題が引き起こしている母子へのダ

メージをより実証的に理解すること、それに基づく法制度を含む体制の整備を検討することが必要となるだろう。

3) 当面の課題

当面の課題は概ね以下の6点である。

- ① 警察からの通告の内DV事案である事例の情報交換内容と具体的な方法の確保
- ② 警察からの通告の内DV事案である事例の警察への対応情報フィードバックの方法の確立
- ③ 上記方式に基づく情報蓄積による事例検証
- ④ 婦人相談所が扱うDV事案における子どもの被害状況の全数調査と援助ニーズの確認
- ⑤ DV母子への支援課題の検討

文 献

- 1) Bancroft, L., & Silverman, J.G. The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics. Sage Publication, Inc. 2002/ 幾島幸子 訳. DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響. 金剛出版 2004
- 2) Jaffe, G.P., Baker, L.L., Alison, J.C. Ed. Protecting Children from Domestic Violence: Strategies for Community Intervention. The Guilford Press. 2004/ 岩本隆茂 塚越博史 勝山友美子 足利俊彦 共訳 ドメスティック・バイオレンス～子どもを守るために. 培風館 2009
- 3) 奥山真紀子 被害児童への治療・ケアの在り方に関する研究 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成17年度研究報告書 27-54 2006
- 4) シェルター・DV問題調査研究会議 調査1担当 吉浜美恵子 ゆのまえ知子 トヨタ財団市民社会プロジェクト助成 シェルター・DV問題調査研究会議 調査1報告書 日本人女性を対象としたドメスティック・バイオレンスの実態調査 日本人女性の経験から暴力の本質と根絶のためのビジョンを探る シェルター・DV問題調査研究会議 2000
- 5) 東京都生活文化局女性青少年部女性計画課「女性に対する暴力」調査報告書 東京都 1998
- 6) 名古屋市長務局総合調整部男女共同参画推進室「女性に対する暴力」調査報告書 名古屋市 2000
- 7) 吉浜美恵子 釜野さおり編著 WHO(世界保健機構)・保健政策部「女性の健康と生活についての国際調査」日本プロジェクトチーム 女性の健康とドメスティック・バイオレンス WHO国際調査/日本調査結果報告書 2007
- 8) 小西聖子 被害母子の精神医学的・心理学的評価と対策研究. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成13年度研究報告書 9-28 2002
- 9) 平川和子 DV被害女性に対するグループワークに関する調査研究. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成13年度研究報告書 41-42 2002
- 10) 内閣府男女共同参画局編集「配偶者等からの暴力に関する事例調査: 夫. パートナーからの暴力被害についての実態調査」財務省印刷局 33-35 2003
- 11) 小西聖子 被害母子の精神医学的・心理学的評価と対策研究 1) ドメスティック・バイオレンス被害者のメンタルヘルス調査. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成14年度研究報告書 472-480 2003
- 12) 平川和子 民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 事業 DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成14年度研究報告書 508-541 2003
- 13) 小西聖子 被害母子の精神医学的・心理学的評価と対策研究 ドメスティック・バイオレンス被害者のメンタルヘルス調査. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成15年度研究報告書 84-113 2004
- 14) 平川和子 女性センターに相談したDV被害女性の健康に関する実態調査. 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究(主任研究者 小西聖子) 平成15年度研究報告書 166-174 2004
- 15) 石井朝子 DV被害母子に対する援助介入に関する研究 厚生労働科学研究補助金(子ども家庭総合研究事業) 事業 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成16年度研究報告書 11-24 2004
- 16) 奥山真紀子 被害児童への治療・ケアの在り方に関する研究 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成16年度研究報告書 25-47 2005
- 17) 奥山真紀子 被害児童への治療・ケアの在り方に関する研究 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成17年度研究報告書 27-54 2006
- 18) 村井美紀 DV被害者への援助の実際 シェルターの援助内容の分析から. 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成17年度研究報告書 62-80 2007
- 19) 奥山真紀子 被害児童への治療・ケアの在り方に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成18年度研究報告書 37-101 2007
- 20) 加藤登志子 DV被害女性の精神医学的臨床経過. 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究(主任研究者 石井朝子) 平成18年度研究報告書 115-133 2007
- 21) 金 吉晴 DV被害を受けた母子へのフォローアップ研究(1) 厚生労働科学研究補助金(子ども家庭総合研究事業) 母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害が及ぼす中期的影響の調査および支援プログラムの研究(主任研究者 金 吉晴) 平成18年度 総括・分担研究報告書 47-64 2007
- 22) 笠原麻里 DVに曝されて育つ子どもの精神発達に関する研究 厚生労働科学研究補助金(子ども家庭総合研究事業) 母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害が及ぼす中期的影響の調査および支援プログラムの研究(主任研究者 金 吉晴) 平成18年度 総括・分担研究報告書 65-78 2007
- 23) 法務総合研究所 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 法務総合研究所研究部報告 40 2008
- 24) 堀 千鶴子 婦人保護施設における児童ケアと親支援に関する調査研究 平成20年度児童関連サービス等研究等事業報告書 子ども未来財団 2009
- 25) 高橋重弘 児童相談所が対応する虐待家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察 平成15年度 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業) 児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究(主任研究者 高橋重弘) 11-48 2004
- 26) 正木智子 柳田多美 金 吉晴 加茂登志子 PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)親子のための相互交流療法について. トラウマティック・ストレス 第5巻 第1号 67-73 2007
- 27) 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会 ドメスティック・バイオレンス(新装版)有斐閣 1998
- 28) 石井朝子 編著 よくわかる DV被害者への理解と支援 対応の基本から法制度まで 現場で役立つガイドライン 明石書店 2009
- 29) 丸山浩一「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究 結果報告書」財団法人子ども未来財団児童関連サービス調査研究等事業 児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究 結果報告書(主任研究者 丸山浩一 全国児童相談所長会 会長) 2009

別紙 1-1.

警察へのDV相談からの通告における警察・児童相談所の情報整理票：

「DV相談に係る同伴・同居児童についての通告連絡票」活用について。

1) 第1票（通告時に警察から対応情報を児相と共有）

第1票は警察が児童を通告する際の警察と児相の情報整理と共有を促進し、子どもの安全確認等の効果的な対応に資することを目指している。

- 児童氏名は通告として中心になる児童名1名を記載し、その他同居児童名は「家族構成」欄に記載し、1世帯1枚とする。特に個別票の作成が必要なら別に作成。
- 各項目中、既に通告書に記載のあるものは省略。
- 「相談時の児童の場所」とは相談者が警察に相談した時点での子どもの居場所。
- 通告後の児相の調査の際に想定される子どもの居場所について情報があれば、下段の「子どもの安全確認時に想定される子どもの居場所」に別に記載。
- 相談日時は単一の場合には最初の相談接触到に記載。複数回の接触があった場合には確認されている範囲内で、最初の相談接触時点と直近の接触日時を記載。
- 「連絡方法」の欄には具体的な相談者との連絡方法、時間帯、携帯の番号、非通知でも電話をとるかの区別などを記載。（非通知で電話をとれない場合には児相の電話番号をあらかじめ相談者が知っているようにすることが必要）
- 「家族欄」の「被害の有無・内容」にはごく簡単に記載。
- 「子どもについての聴取概要」で「来署相談者からの申告・聴取概要」とあるのはDV被害者が相談者として来署して相談した時の事情聴取を原則的に想定。「警察の訪問等による調査・事情聴取」とあるのは、通報・110番等によって出動した警察官が訪問先等で関係者から聴取した場合を想定。
- 「警察による子どもの安全確認」は警察がDV相談対応の結果、直接子どもの安全確認を実施した場合にその概要、実施年月日と場所を記入。
- 「児童通告について」の「相談者への告知」では通告時点での状況を選択肢で記載
- 「相談者の意向」は子どもについてカウンセリングを望む等、児相についての相談ニーズがあれば記載。併せて通告に対する抵抗が強ければそれも記載
- 「児相からの連絡方法」は児相が母に連絡を取ろうとした際の具体的な母への連絡方法を記載
- 「警察側窓口」「児相側窓口」は連絡窓口になる担当者名等を記載

2) 第2票（児相から初動情報を警察と共有）

第2票は警察からの通告受理からの児相の初動直後の結果情報を警察と共有することを目指している。従って記入は初期対応、当面の方針が出た時点を想定しており、一定期間の援助を経た終局を待たずに作成・情報共有されることを想定している。

- 安全確認は子どもの安全確認として最初に実施された子どもへの接触を想定。
- 相談ニーズには保護者その他の職員のニーズを別に確認して記載。
- 「DV以外の問題」「援助ニーズ」には母子全体の問題、家庭全般の相談ニーズも含め記載
- 母からの身体的虐待・ネグレクト問題等も「DV以外の問題」「援助ニーズ」に記載
- 「上記方針の例外要件」は初動直後からの関わりの方針につき、何らかの兆候を確認次第それまでの方策を一旦全て見直し、方針を再検討する機会を持つ要件について明記する。

別紙 1-2.

第1票 DV相談に係る同伴・同居児童についての通告連絡票 (年 月 日) No.

担当警察署	警察署	児童相談所	児童相談所
児童氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 歳
相談者氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 歳
児童との続柄	母	その他同伴者	相談者との関係
相談時の児童の場所	相談者に同伴・在宅・別の場所 ()・所在未確認		
最初の相談日時	年 月 日	来所 電話 その他 (派出所対応 110番訪問)	
直近の相談日時	年 月 日	来所 電話 その他 (派出所対応 110番訪問)	
相談者の住所	tel.		
現住地 (寄留先含)			
連絡方法	時間帯等	母の連絡先	
家 族 構 成 (上記児童には○印)			
続柄	氏 名	男女	年齢 学校 勤務先 所在
相談本人			在宅・別居
配偶者等			子どもの被害の有無・内容
			在宅・同伴・他
子どもについての相談者からの申告・聴取概要【来署相談者からの申告・聴取】【警察の訪問等による調査・事情聴取】			
(聴取者)			
警察による子どもの安全確認	実施日時	年 月 日	場所 署内 家庭 その他
概要			
児童通告について	相談者への告知	告知済 告知予定 未告知 告知努力中	
相談者の意向 児相からの連絡方法			
児相対応時に想定される子どもの予定居住地			
警察側窓口		児童相談所窓口	

